



# 夜間中学の必要性和 文部科学省における取組について



# 目次

1. 夜間中学という学びの場の意義 . . . . . P2
  2. 夜間中学の設置検討の状況 . . . . . P6
  3. 夜間中学の必要性 . . . . . P9
  4. 夜間中学設置促進に関する文部科学省の主な取組 . . . P20
  5. 夜間中学設置促進に向けた具体的な支援 . . . . . P27
  6. 夜間中学設置促進に際しての様々な工夫 . . . . . P38
- 参考資料 . . . . . P55

# 1. 夜間中学という学びの場の意義

# 夜間中学とは

- 夜間中学は戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒に、義務教育の機会を提供することを目的として設置された。
- 現在は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の方など、様々な背景を持つ生徒の多様な学びを保障している。

※関連法令：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律  
第4章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等  
(就学の機会の提供等) 第14条  
(協議会) 第15条

- 夜間中学も昼間の中学校と同じ、中学校(※)である。

- ・公立の場合、授業料は無償である
- ・週5日間の授業がある
- ・教員免許を持っている先生が教える
- ・全ての課程を修了すれば中学校卒業となる

(※) 制度上は国立、私立の夜間中学も存在し得るが、現存の夜間中学は全て公立である。

- 文部科学省は全都道府県・指定都市に少なくとも1つ設置されることを目指して設置・促進を行っている。

※第204回国会 衆議院予算委員会 菅義偉内閣総理大臣答弁(令和3年1月25日)

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学校が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい

# 夜間中学で学ぶ人の声 (夜間中学で学んでよかった、etc)

いろいろなひとに会えて楽しい  
自分のままでいいんだと思えた

夜間中学卒業生・Kさん



夜間中学とは「誰もがもう一度中学生になれる」場所。国籍や年齢関係なくみんなが同じ立場で勉強ができます。

私は夜間中学に入学してから世界が変わりました。明るく、積極的な性格になりました。

友達も増え、勉強も楽しくなり3年生で生徒会長にもなりました。是非、夜間中学で学校生活を送ってほしいです。

夜間中学在校生・Nさん



中学時代には全く分からなかった数学の問題を一つ一つ解くことができるようになり「勉強が楽しい」「やればできる」という自信がついています。

それは私だけの努力ではなく先生が分かるまで何回も何回

も教えてくれるからということと、仲間の「がんばり」に励まされるからです。

いろいろな世代の人達と過ごす時間はとても楽しいです。

夜間中学在校生・Kさん



私は、10カ月前に日本にきました。区役所に父と相談に行き、夜間中学を紹介されました。家の近くにあつてよかったです。

毎日学校に早く行って、数学、英語、日本語と漢字の勉強をがんばりました。

高校に受かることができました。みんなと勉強したり遊んだりして楽しかったです。

将来はプログラマーになりたいです。

夜間中学卒業生・浦川さん  
夜間中学校と教育を語る会・会長



「すべての人に学ぶ喜びを」5歳の時九州の飯場に置いて行かれ、静岡、川崎を渡り歩き、12歳から福島、北海道の現場で働きました。

できました。定時制高校に入り、24歳で会社員となり、給料も倍になり将来が明るくなりました。一戸建てを買うこともできました。

ここで  
自分は変わった

勉強する場があって嬉しい

# 学びたいという気持ちに応えたい

全国初の県立夜間中学  
徳島県知事 飯泉嘉門

年齢や国籍を問わず、  
学び直しを強く希望する方  
の夢や目標の実現を支援する、  
全国初の県立夜間中学  
「徳島県立しらさぎ中学校」  
が、令和3年4月に開校し  
ました。



「徳島ならではの」学びを随所に取り  
入れ、一人ひとりに寄り添った教育活動  
を行っています。今後とも、「誰一人  
取り残さない学び」の実現に  
取り組んで参ります。

江戸川区立小松川第二中学校  
統括校長 横澤広美

人生百年時代、人生において  
「学ぶこと」に遅いことはありません。  
一人一人の「学びたい」という気持ち  
に応えることができる場所が「夜間  
中学校」です。わからないことやでき  
ないことは恥ずかしいことではありま  
せん。



授業を通して、仲間と共に学び「わかった」という喜び  
と、仲間と共に築き「できた」という喜びを通して中学  
校の良き思い出を作ってみませんか。  
あなたの踏み出す一歩が、さらに豊かな  
人生へとつながっていきます。

特定非営利法人青少年  
自立援助センター定住外国人支援  
事業部

責任者 田中宝紀

誰一人取り残さない  
学びの場。

その最前線である  
夜間中学が、ひとりでも  
多くの人の未来を照らしますように。



八王子市立第五中学校  
夜間学級 教諭 内山彩圭

年齢や国籍もさまざまな中で  
、お互いを尊重し、楽しく学んで  
います。  
生徒から学ぶことも多いです。  
生徒の学習意欲は高く、  
それに応えられるよう  
がんばっています。



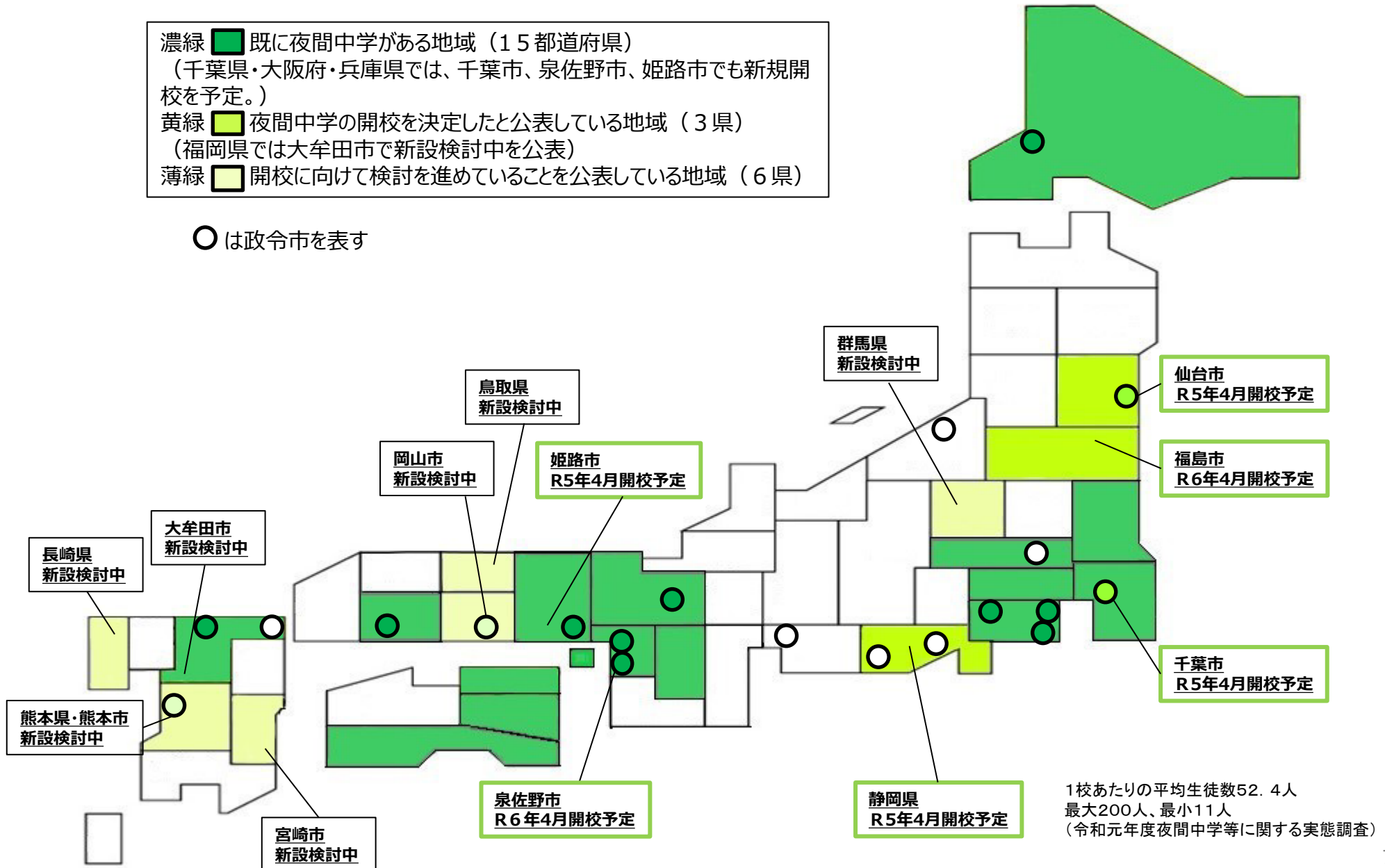
## 2. 夜間中学の設置検討の状況

# 夜間中学の設置・検討状況①

既設夜間中学一覧(R4年4月時点) 15都道府県34市区に40校

- 濃緑 ■ 既に夜間中学がある地域 (15 都道府県)  
(千葉県・大阪府・兵庫県では、千葉市、泉佐野市、姫路市でも新規開校を予定。)
- 黄緑 ■ 夜間中学の開校を決定したと公表している地域 (3 県)  
(福岡県では大牟田市で新設検討中を公表)
- 薄緑 ■ 開校に向けて検討を進めていることを公表している地域 (6 県)

○ は政令市を表す



1校あたりの平均生徒数52.4人  
最大200人、最小11人  
(令和元年度夜間中学等に関する実態調査)



# 夜間中学の設置・検討状況②

都道府県	設置主体	学校名
北海道	札幌市	星友館(せいゆうかん)中学校【令和4年4月開校】
茨城県	常総市	水海道(みつかいどう)中学校
埼玉県	川口市	芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校
千葉県	市川市	大洲(おおす)中学校
	松戸市	第一(だいいち)中学校みらい分校
東京都	足立区	第四(だいよん)中学校
	荒川区	第九(だいきゅう)中学校
	江戸川区	小松川(こまつがわ)第二中学校
	大田区	糶谷(こうじや)中学校
	葛飾区	双葉(ふたば)中学校
	墨田区	文花(ぶんか)中学校
	世田谷区	三宿(みしゆく)中学校
	八王子市	第五(だigo)中学校
神奈川県	川崎市	西中原(にしなかはら)中学校
	横浜市	蒔田(まいた)中学校
	相模原市	大野南(おおのみなみ)中学校分校【令和4年4月開校】

都道府県	設置主体	学校名
京都府	京都市	洛友(らくゆう)中学校
大阪府	大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校
		天満(てんま)中学校
		文(ふみ)の里(さと)中学校
		東生野(ひがしいくの)中学校
	岸和田市	岸城(きしき)中学校
	堺市	殿馬場(とのばば)中学校
	豊中市	第四(だいよん)中学校
	東大阪市	布施(ふせ)中学校
		意岐部(おきべ)中学校
	守口市	さつき学園
八尾市	八尾(やお)中学校	
奈良県	橿原市	畝傍(うねび)中学校
	天理市	北(きた)中学校
	奈良市	春日(かすが)中学校
兵庫県	尼崎市	成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校
	神戸市	丸山(まるやま)中学校西野(にし)の分校
		兵庫(ひょうご)中学校北分校
広島県	広島市	観音(かんおん)中学校 二葉(ふたば)中学校
徳島県	徳島県	徳島県立しらさぎ中学校
高知県	高知県	高知県立高知国際(こうちこくさい)中学校
香川県	三豊市	高瀬(たかせ)中学校【令和4年4月開校】
福岡県	福岡市	福岡きぼう中学校【令和4年4月開校】

### 3. 夜間中学の必要性

# 夜間中学のニーズの把握について

○ 令和4年5月27日に、総務省統計局より令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果が公表され、令和2年10月時点において、未就学者は約9万4千人、最終卒業学校が小学校の者は約80万4千人いるということが明らかになった。夜間中学がますます重要な役割を果たし、その期待も高まってくると考えられるところ、今後、各自治体においては多様なニーズを把握し、夜間中学の新規設置や既存の夜間中学での受入れ拡充を進めることが期待される。

○ 潜在的入学希望者が複数の地域にいることが想定され、ある自治体が単独でニーズ把握することが困難な場合は、複数の自治体で共同して調査することが望ましい。この際も、教育機会確保法第15条に基づく協議会を活用して、関係者が実施に向けて検討することが考えられる。

○ 文部科学省においては、これまで複数の地方公共団体等を対象に、夜間中学の設置に係るニーズ把握方法等についての調査研究を行ってきた。また、これらの成果を踏まえて民間の調査会社に効果的なニーズ把握の方法等について専門的な調査を委託したところ。当該調査結果は以下のURLにおいて公表。

※夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドライン (PDF:2537KB) PDF

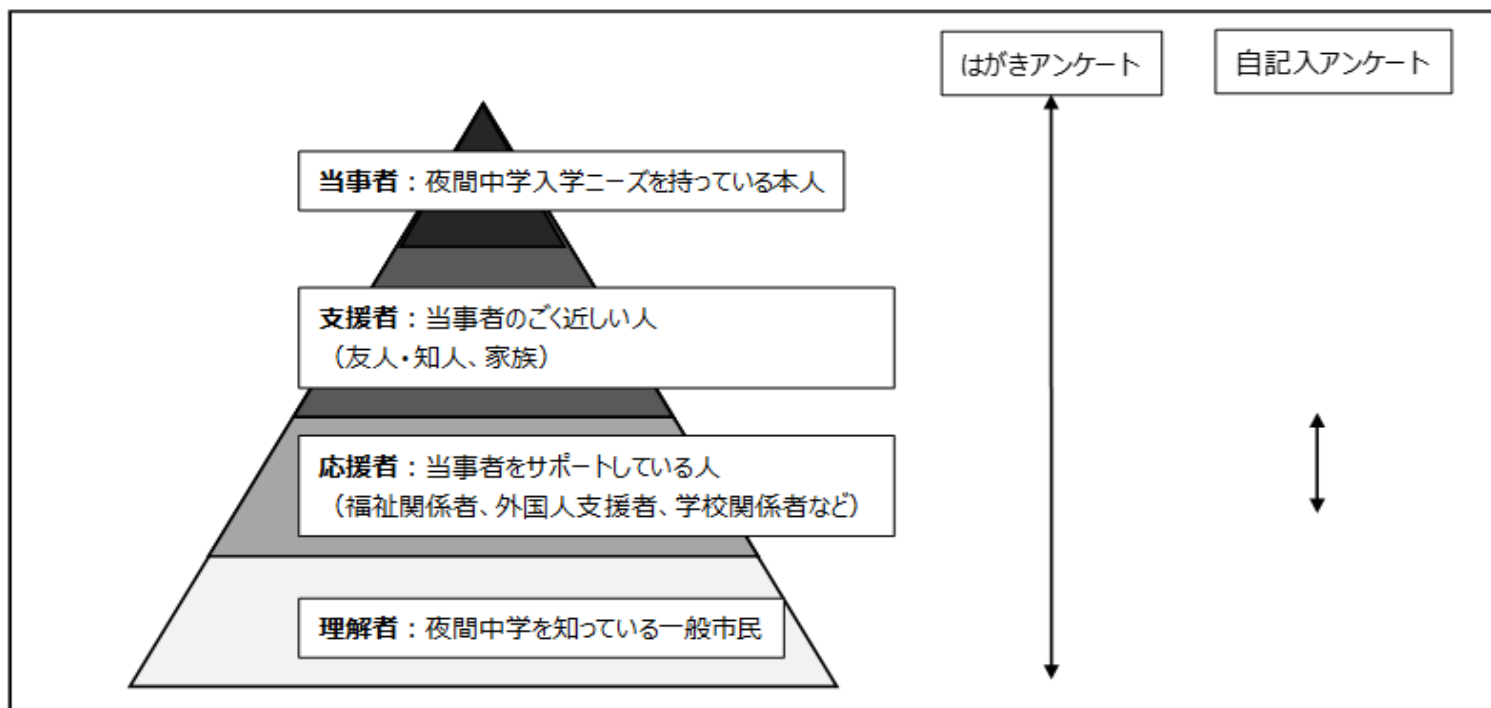
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/07/02/1405716\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/02/1405716_2.pdf)

○ これらの調査結果から、各自治体において夜間中学の設置等を検討するに当たって行うニーズの把握としては、次の方法が有効と考えられる。

# アンケート・ヒアリングなどによる具体的ニーズの把握

○ 具体的なニーズを保有または把握していると想定されるのは、潜在的入学希望者(当事者)のみならず、その家族や友人(支援者)、潜在的入学希望者をサポートしている福祉関係者・外国人支援者(応援者)などが考えられることから、こうした方々に効果的にアンケートすることが重要。

○ 例えば、多くの方々に行きわたるはがきによるアンケートに加えて、潜在的入学希望者と接点があると考えられる福祉関係者・外国人支援者等に個別記入アンケートやヒアリングを実施することが考えられる。

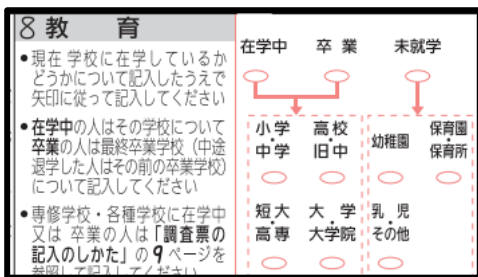


# 令和2年国勢調査の結果（令和4年5月27日公表）概要について

## 1. 調査内容

- 国勢調査（就業状態等基本集計）の調査項目には、「在学、卒業等教育の状況」（10年に1度実施）があり、令和2年は、夜間中学の設置ニーズ等を把握するため、「在学中」又は「卒業」の選択肢である「小学・中学」を「小学」及び「中学」に分割して実施。

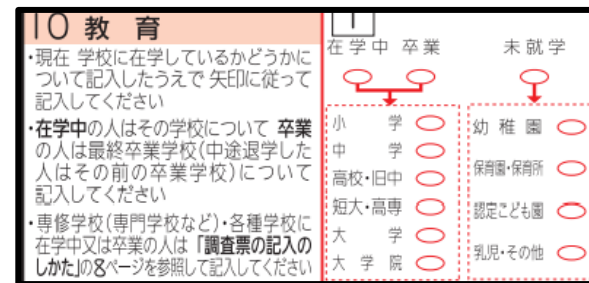
平成22年調査表



(従前)

- ◆ 「未就学」は在学したことのない者又は小学校中退者
- ◆ 小学校のみ卒業者と、中学校まで卒業又は中学校中退者の人数が混在

令和2年調査表



(今回)

- ◆ 左と同じ
- ◆ 小学校のみ卒業者又は中学校中退者の人数の正確な把握が可能

## 2. 調査結果

- 令和2年10月時点において、未就学者は約9万人、最終卒業学校が小学校の者は約80万人。
- 夜間中学の設置ニーズが、統計上より顕在化。

調査実施年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	令和2年
未就学者 (※1) (人)	1,488,300	599,755	308,639	217,605	158,891	128,187	94,455
最終卒業学校が小学校の者 (※2) (人)	—	—	—	—	—	—	804,293

※1「未就学者」の定義：小学校にも中学校にも在学したことのない人又は小学校を中途退学した人とされている94,455人（日本国籍85,414人、外国籍9,024人）をいう。

平成22年国勢調査までは、小学校は卒業したが中学校に入学しなかった人や、中学校を中途退学した人の数は含まれていない。

※2「最終卒業学校が小学校の者」の定義：小学校のみ卒業した人又は中学校を中途退学した人とされている804,293人（日本国籍784,536人、外国籍19,731人）をいう。（出典：国勢調査）

➡ 令和4年6月1日付けで、各都道府県・指定都市教育委員会担当課に対し、改めて夜間中学の設置・充実に向けた取組を促すため、自治体ごとのデータや設置のための参考資料等を添付した事務連絡を发出。

# 令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果(令和4年5月27日公表)詳細について

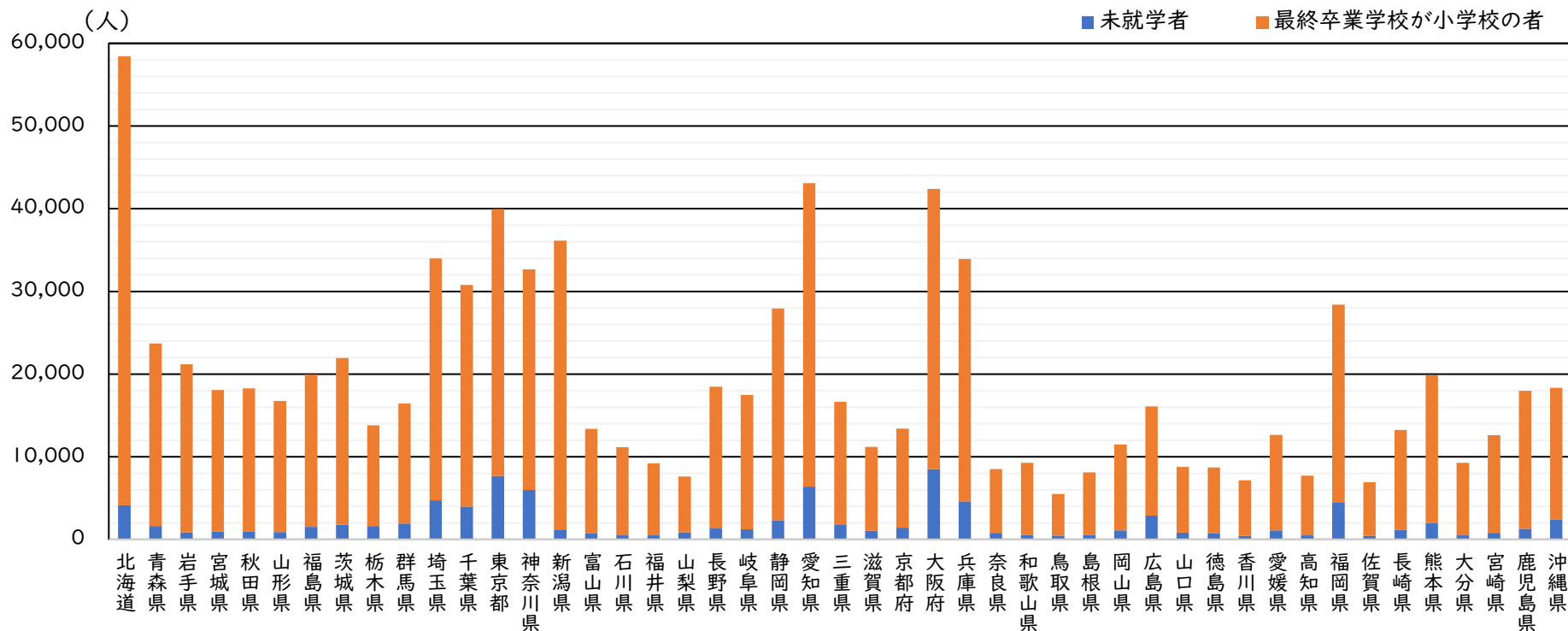
## 1. 令和2年国勢調査における未就学者(※1)及び最終卒業学校が小学校の者(※2)の数 (年齢別・日本人/外国人の別)

	未就学者				最終卒業学校が小学校の者			
	総数(人)	日本人(人)	外国人(人)	総数に占める外国人の割合(%)	総数(人)	日本人(人)	外国人(人)	総数に占める外国人の割合(%)
総数	94,455	85,414	9,024	9.6	804,293	784,536	19,731	2.5
15~19歳	1,760	1,563	197	11.2	302	144	157	52.0
20~24歳	2,632	1,706	926	35.2	1,084	484	600	55.4
25~29歳	2,721	1,665	1,056	38.8	1,424	643	781	54.8
30~34歳	3,402	2,346	1,053	31.0	1,976	803	1,172	59.3
35~39歳	3,794	2,885	908	23.9	2,245	988	1,255	55.9
40~44歳	4,357	3,514	841	19.3	2,707	1,148	1,558	57.6
45~49歳	5,102	4,239	863	16.9	3,456	1,454	2,002	57.9
50~54歳	4,753	3,956	797	16.8	3,417	1,393	2,022	59.2
55~59歳	5,246	4,659	586	11.2	3,246	1,659	1,587	48.9
60~64歳	5,912	5,489	420	7.1	4,308	2,923	1,385	32.1
65~69歳	7,456	7,181	274	3.7	6,333	5,013	1,320	20.8
70~74歳	8,404	8,205	197	2.3	9,217	8,220	996	10.8
75~79歳	8,212	8,042	169	2.1	20,159	19,229	928	4.6
80~84歳	9,832	9,594	237	2.4	61,422	59,975	1,446	2.4
85~89歳	10,028	9,831	195	1.9	279,791	278,202	1,584	0.6
90~94歳	7,221	7,027	194	2.7	276,503	275,795	702	0.3
95歳以上	3,623	3,512	111	3.1	126,703	126,463	236	0.2

※1:「未就学者」の定義:小学校にも中学校にも在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

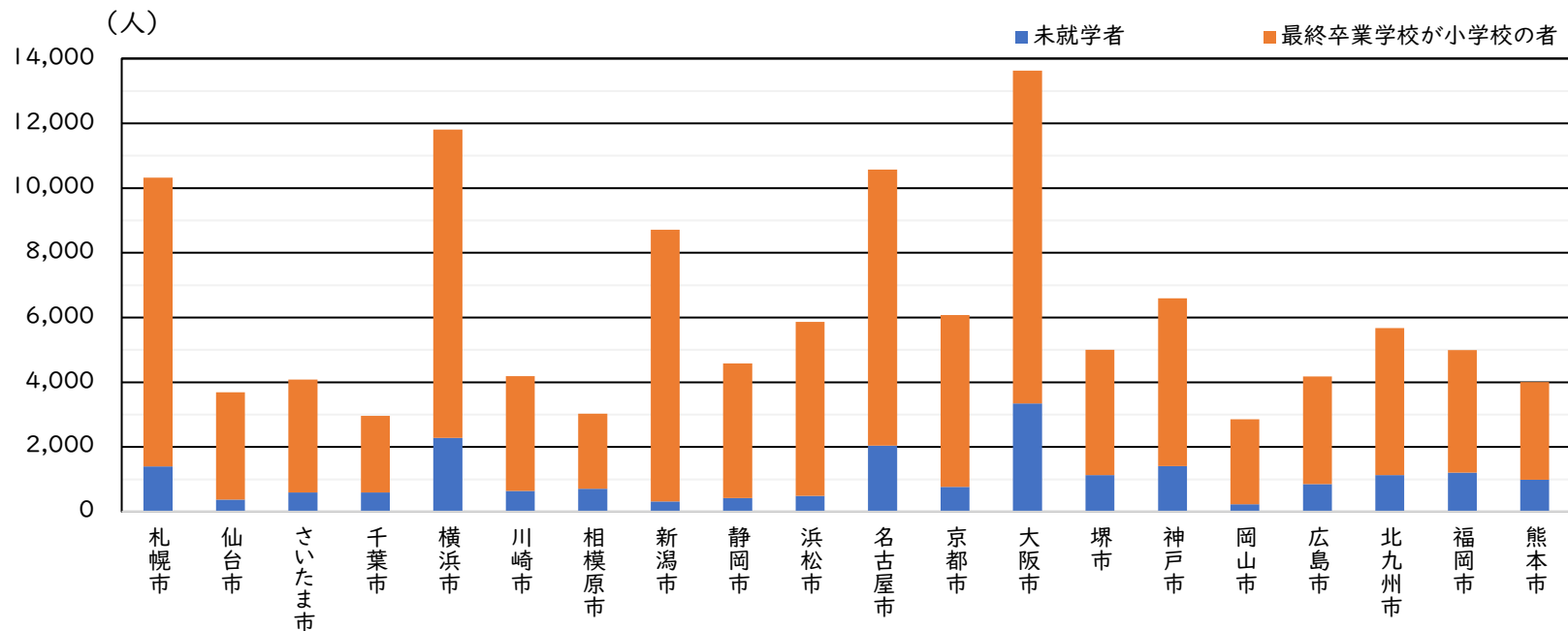
※2:「最終卒業学校が小学校の者」の定義:小学校のみ卒業した人又は中学校を中途退学した人

## 2.国勢調査における未就学者及び最終卒業学校が小学校の者の数(都道府県別)



	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
未就学者数(人)	4158	1622	881	966	935	893	1548	1806	1648	1917	4754	3984	7693	6004	1137	738	497	496	885	1336	1231	2316	6401	1845
人口に占める未就学者の割合(%)	0.09	0.15	0.08	0.05	0.11	0.10	0.10	0.07	0.10	0.11	0.08	0.07	0.06	0.08	0.06	0.08	0.05	0.08	0.13	0.08	0.07	0.07	0.10	0.12
最終卒業学校が小学校の者の数(人)	54286	22092	20290	17115	17329	15849	18370	20144	12145	14549	29231	26805	32276	26662	35017	12632	10652	8711	6742	17150	16244	25627	36671	14805
人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%)	1.2	2.0	1.9	0.9	2.0	1.7	1.2	0.8	0.7	0.9	0.5	0.5	0.3	0.3	1.8	1.4	1.1	1.3	1.0	1.0	1.0	0.8	0.6	1.0
	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	総計
未就学者数(人)	1076	1422	8515	4607	806	549	465	575	1108	2890	851	754	459	1110	496	4455	443	1183	1990	521	791	1307	2391	94455
人口に占める未就学者の割合(%)	0.09	0.06	0.11	0.10	0.07	0.07	0.10	0.10	0.07	0.12	0.07	0.12	0.06	0.10	0.08	0.10	0.06	0.10	0.13	0.05	0.09	0.10	0.20	0.09
最終卒業学校が小学校の者の数(人)	10119	12003	33884	29321	7707	8737	5043	7559	10388	13204	7925	7959	6688	11532	7238	23951	6484	12078	17874	8759	11837	16671	15938	804293
人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%)	0.9	0.5	0.4	0.6	0.7	1.1	1.1	1.3	0.7	0.6	0.7	1.3	0.8	1.0	1.2	0.6	0.9	1.1	1.2	0.9	1.3	1.2	1.3	0.7

### 3.国勢調査における未就学者及び最終卒業学校が小学校の者の数(指定都市別)



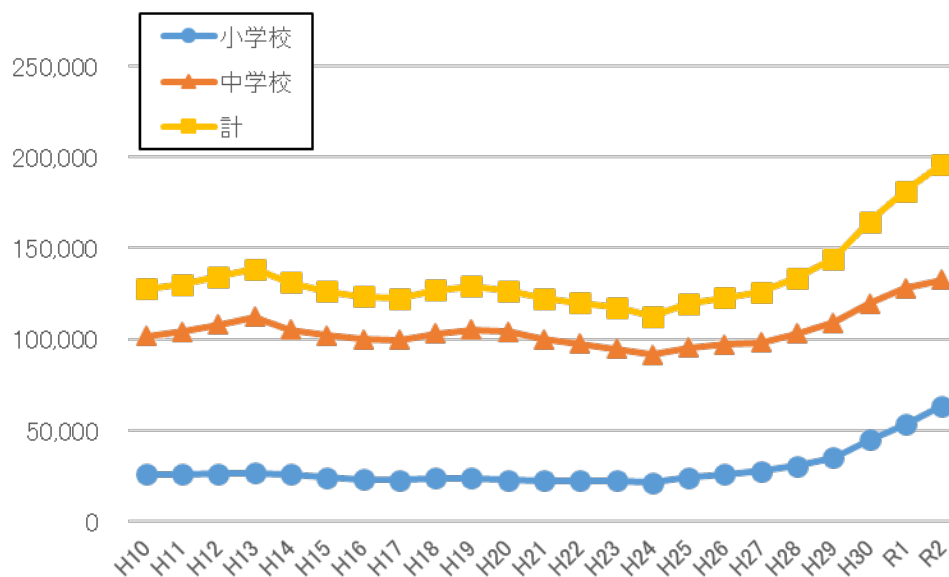
	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
未就学者数(人)	1398	372	594	592	2276	638	712	311	423	483
人口に占める未就学者の割合(%)	0.08	0.04	0.05	0.07	0.07	0.05	0.11	0.05	0.07	0.07
最終卒業学校が小学校の者の数(人)	8925	3316	3491	2371	9531	3553	2317	8405	4162	5383
人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%)	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	1.2	0.7	0.8
	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
未就学者数(人)	2045	763	3348	1130	1410	229	856	1131	1210	982
人口に占める未就学者の割合(%)	0.10	0.06	0.14	0.16	0.11	0.04	0.08	0.14	0.09	0.16
最終卒業学校が小学校の者の数(人)	8523	5314	10285	3876	5187	2622	3326	4547	3779	3027
人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%)	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.6	0.3	0.5



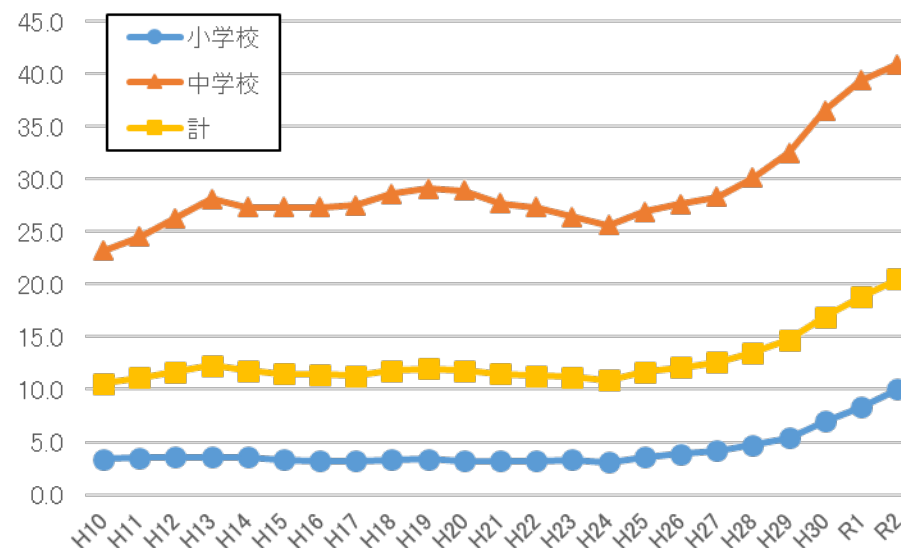
# 不登校児童生徒の推移(国公立小・中学校)

小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は196,127人(前年度181,272人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は20.5人(前年度18.8人)。不登校児童生徒数は8年連続で増加し、過去最多となっている。

(人) 不登校児童生徒数の推移



(人) 不登校児童生徒数の推移  
(1,000人当たりの不登校児童生徒数)



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

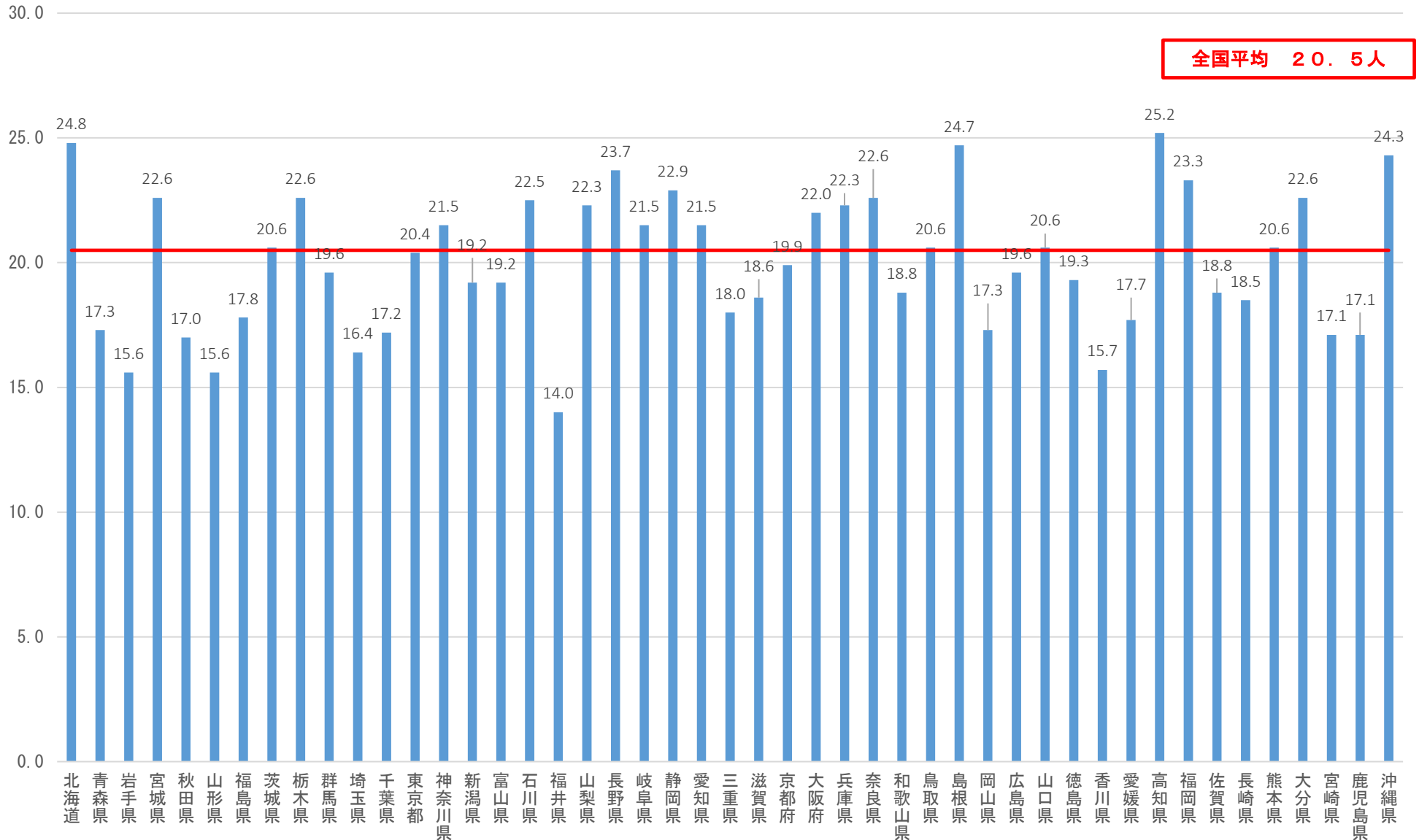
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
小学校	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350
	3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0
中学校	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777
	23.2	24.5	26.3	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9
計	127,692	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127
	10.6	11.1	11.7	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5

※平成10年度調査より不登校児童生徒として調査を行っている。

(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和2年度)

# 都道府県別不登校児童生徒数

## 小・中学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数

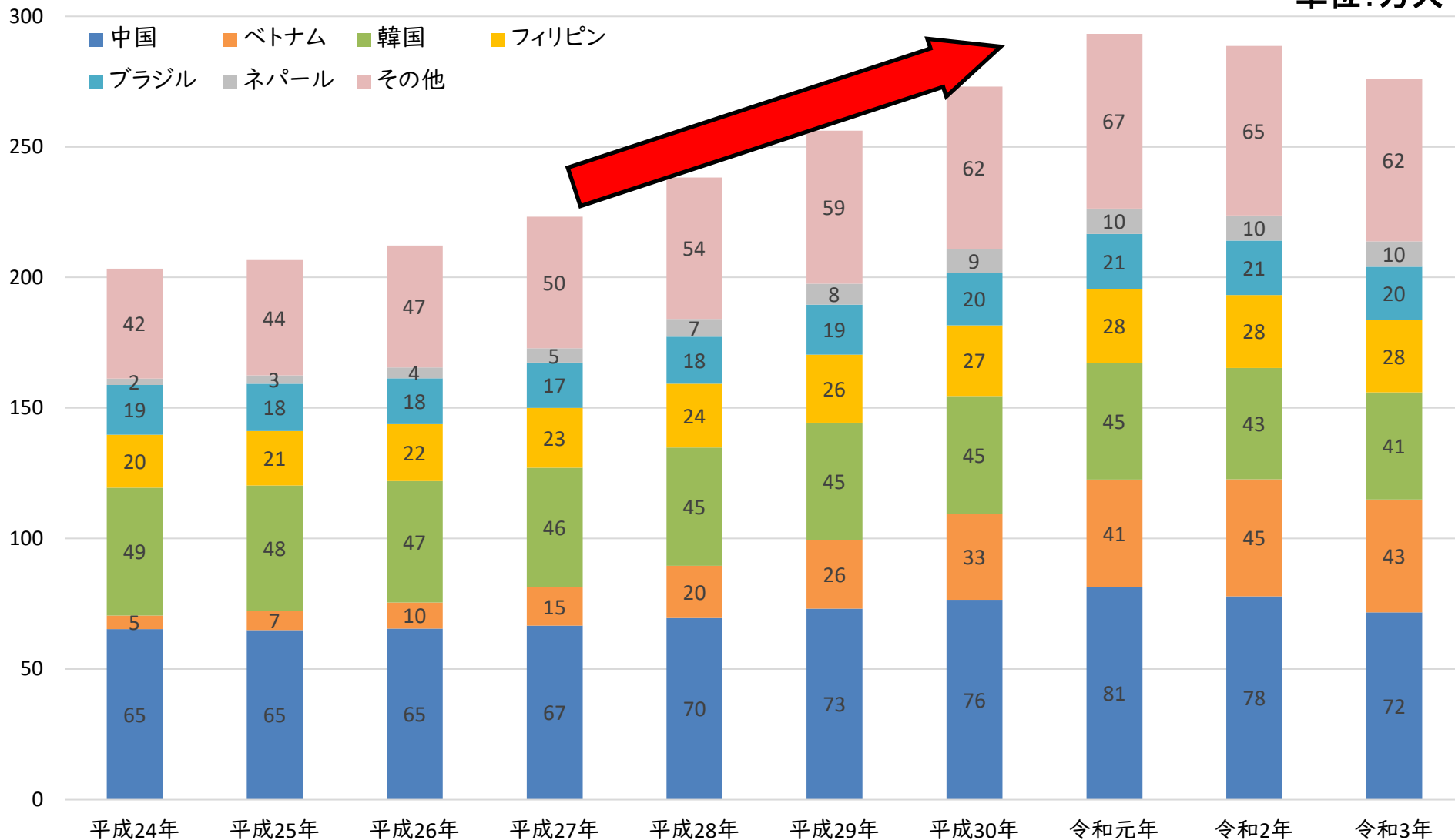


※都道府県別には指定都市を含む

出典：文部科学省「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

# 在留外国人数の推移

単位:万人



出典:出入国在留管理庁「令和3年末現在における在留外国人数について」

# 学齡相当の外国人の子供の就学状況

区分	就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	⑥ 学齡相当の 外国人の子供 の住民基本台 帳上の人数	⑦ (参考) ⑥と計との差(人)
	①義務教育 諸学校	②外国人 学校等						
小学生相当 計	79,270	5,260	430	2,244	5,826	93,030	93,474	444
(構成比)	(85.2%)	( 5.7%)	( 0.5%)	( 2.4%)	( 6.3%)	(100.0%)		
中学生相当 計	32,878	2,662	219	950	2,771	39,480	39,836	356
(構成比)	(83.3%)	( 6.7%)	( 0.6%)	( 2.4%)	( 7.0%)	(100.0%)		
合計	112,148	7,922	649	3,194	8,597	132,510	133,310	800
(構成比)	(84.6%)	( 6.0%)	( 0.5%)	( 2.4%)	( 6.5%)	(100.0%)		

不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると  
 (③ + ⑤ + ⑦) 、 10,046人となる (さらに④を加えると13,240人)

## 4. 夜間中学設置促進に関する文部科学省の主な取組

夜間中学は、高齢の方や不登校経験者など、十分な教育を受けられなかった方々に対して、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしていると認識しております。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思います。

## (就学の機会の提供等)

**第十四条** 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (協議会)

**第十五条** 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2項（以下略）

# 夜間中学への生徒の受入れに関する通知

○様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者(入学希望既卒者)については、一定の要件の下、受入れを可能とすることが適当

(平成27年7月30日付「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について(通知)」)

○小学校未修了者が中学校相当年齢に達しており、中学校夜間学級等に入学を希望する場合、入学を認めることが適当

(平成28年6月17日付「小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて(通知)」)

○不登校の学齢生徒について、本人の希望を尊重した上での受入れも可能

(令和元年10月25日付「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」)



# 夜間中学における教育課程特例

## <趣旨>

義務教育未修了である学齢期を経過した者等(以下「学齢経過者等」という。)の就学機会の確保に、中学校夜間学級(いわゆる夜間中学)が重要な役割を果たしていることから、今後、夜間中学の設置等を促進するためにも、夜間中学において学齢経過者に指導を行う際、その実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備(学校教育法施行規則を改正)。

## <概要>

- 夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。
- 特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、
  - ①各教科等の内容のうち、当該学齢経過者等が各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって、編成するものすること。
  - ②中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。
  - ③その編成に当たり、特別の教育課程を実施するために必要な授業時数を適切に確保するものとする。

## <留意事項>

- 学齢経過者等を指導する際、実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は、学校長が行うこと。
- 学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標(学校教育法第21条に規定)を達成する上で必要な内容により編成すること。
- 学齢経過者に対する特別の教育課程の内容は、学校長が判断すること。
- 昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請を要する。

# 夜間中学の設置・充実に向けた手引き、ニーズ調査

## 夜間中学の設置・充実

に向けて

【手引】

(第2次改訂版)

平成30年7月  
文部科学省

## 夜間中学の設置・充実に向けて【手引き】(第2次改訂版)

- I. 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等
- II. 夜間中学の現状
- III. 夜間中学設置のニーズ
- IV. 設置・運営上の工夫等
- V. 夜間中学の事例
- VI. 関連資料

文科省HP:

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/yakan/1381010.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/1381010.htm)

夜間中学 手引き

検索

## 夜間中学のニーズ調査に係る 調査研究

結果報告書

2017/03/31  
株式会社サーベイリサーチセンター

## 夜間中学のニーズ調査に係る調査研究 結果報告書

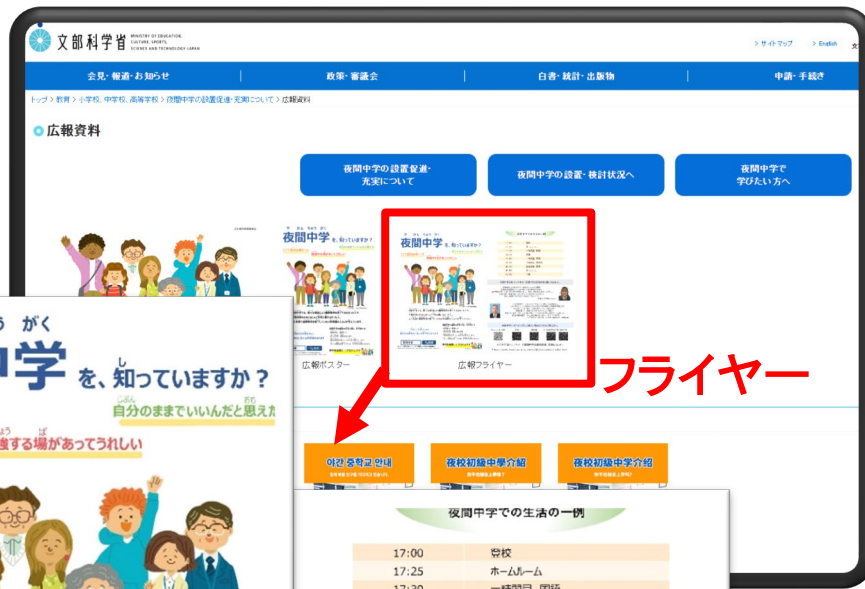
1. 調査手法の検討
  2. Web調査の結果
  3. ハガキを通じた調査の結果
  4. 分析・調査総括
  5. 今後のニーズ調査・制度の広報について
- 文科省HP:

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2017/08/07/1386256\\_16.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2017/08/07/1386256_16.pdf)

夜間中学 ニーズ調査

検索

# さらなる周知に向けて、広報素材を作成（令和4年6月）



や かん ちゅう がく  
**夜間中学** を、知っていますか？

ここで自分は変わった  
自分のままでいいんだと思えた  
勉強する場があっとうれい



夜間中学では、様々な理由により義務教育を修了できなかった人や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった人、また本国で義務教育を修了していない外国人の人などが学んでいます。

「今からでも学びたい」  
前向きな気持ちに応える中学校があります

夜間中学  
夜中を全国に！プロジェクト



フライヤー

夜間中学の設置促進・充実について  
夜間中学の設置・検討状況へ  
夜間中学で学びたい方へ

夜間中学での生活の一例

17:00	登校
17:25	ホームルーム
17:30	一時間目 国語
18:10	給食
18:40	二時間目 英語
19:25	三時間目 家庭科
20:10	四時間目 数学
20:50	ホームルーム
21:00	下校

夜間中学に通っていた生徒、夜間中学の校長先生に話を聞きました。

夜間中学に通う前は「夜間中学に行くのは無理だ」と思っていたが、夜間中学に入ってから世界が広がった。明るく、個性豊かな仲間に出会った。友達も増え、勉強も楽しくなってきた。今は、夜間中学で勉強中だ。

（夜間中学卒業生・Kさん）

夜間中学についてもっと詳しく知りたい場合はこちらをご覧ください。

【かんたん日本語】 【英語】 【韓国語】 【中国語】 26ヶ国語 専任講師

文部科学省ウェブサイト「夜間中学の設置促進・充実について」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/yakan/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm)

ショート動画や  
各国語対応のパン  
フレットも掲載中

夜間中学設置応援資料には  
・夜間中学とは  
・設置事例の紹介  
・国による支援策  
などをまとめています

夜間中学設置促進の夜間中学設置応援資料、  
ポスター、フライヤーをリニューアル。  
文部科学省HPからダウンロードしていただけます！  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/yakan/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm)

## 5. 夜間中学設置促進に向けた具体的な支援

# 既設の夜間中学の教育活動充実に向けた総合的支援方策



**趣旨** 夜間中学における多様な生徒に対応した教育活動を行うため、夜間中学の指導・事務体制を充実するための総合的な支援方策を示すもの

## 現状

- 令和2年国勢調査（就業状態等基本集計）の結果では、令和2年10月時点において、未就学者は約9万4千人、最終卒業学校が小学校の者は約80万4千人いるということが明らかになった。
- 現在、15都道府県40校の設置にとどまっている。
- 既設の夜間中学においては、不登校経験者など多様な生徒の受入れを図り、それぞれの能力に応じた指導を充実するためには、教員、養護教諭、SC等の教職員体制の充実を求める声が多い。
- 夜間中学に通う約8割が外国人であるほか、出入国管理法改正を受けた外国人の増加が見込まれる中、夜間中学における日本語指導体制の充実により一層重要となっている。

## 設置促進

### 支援メニュー1 夜間中学の教育活動充実事業

夜間中学のさらなる設置促進のため、新設準備や、開設後の円滑な運営に係る取組を支援する。（1／3補助）  
夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証する。

### 支援メニュー2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業

有識者会議⇒夜間中学におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を促進する。

夜間中学を重点配置の対象とする。（1／3補助）

### 支援メニュー3 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

有識者会議⇒地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。

日本語指導補助者や母語支援員を夜間中学に派遣し、日本語指導の充実を図る。（1／3補助）

### 支援メニュー4 学びや生活に関する課題への対応のための教員配置

有識者会議⇒教員に加えて専門人材の配置を促進し、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を進める。

夜間中学における学びや生活に関する課題への対応を行うため、都道府県等からの申請を踏まえ、生徒指導や支援体制を強化するための教員の加配定数を優先的に措置する。

### 支援メニュー5 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

有識者会議⇒地域の日本語教室と連携したり、日本語指導ができる専門家などの外部人材を活用できるよう支援する。

地域日本語教室と連携して日本語教育の取組を推進する。（1／2補助）

### 支援メニュー6 外国人の子供の就学促進事業

外国人の義務教育未修了者も対象に夜間中学等における教育機会をマッチングする取組を支援する。（1／3補助）

### 支援メニュー7 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

多国籍化しつつある夜間中学の生徒に対し、きめ細かな就学相談や充実した日本語指導を実施するため、多言語翻訳システム等ICTの導入を支援する。（1／3補助）

## 指導体制の充実

## 連携強化

## ICT



## 背景

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。
- 平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。平成30年6月、「第3期教育振興基本計画」で全都道府県に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととした。(その後、全ての指定都市における設置も促進。)平成31年度に2校、令和2年度に1校、令和3年度に2校新設され、現在、全国12都府県30市区に36校。各地で設置機運が高まっている。

## 目的・目標

教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

- ・ 都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・ 多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

## 夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） **57百万円**

### ◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。(設置準備期間は4,000千円、開設後は2,500千円を上限に補助(補助率1/3))

### ◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。(文部科学省直接執行予算)

補助割合

新設準備2年間：1/3 ※上限400万円  
開設後3年間：1/3 ※上限250万円

補助対象経費

諸謝金(報償費を含む。)、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

## 夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） **18百万円**

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 遠方から通学する生徒への支援の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用 など

委託先

夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村

委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費(図書購入費を含む。)、会議費、通信運搬費、雑役務費(印刷製本費を含む。)、消費税相当額、一般管理費、再委託費

### 【関連施策】

- ▶ 公立学校施設整備費国庫補助(通常の中学校と同様に対応)
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教員配置
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業

- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実(帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

## による教育相談体制の充実

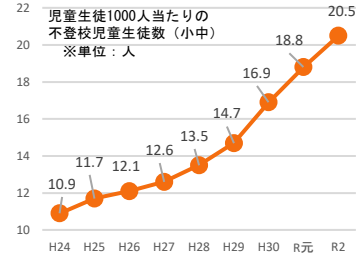
令和4年度予算額  
(前年度予算額)

77億円  
72億円)



文部科学省

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から8年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、令和3年6月に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」や、令和3年5月に取りまとめた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」報告書等を踏まえ、**児童生徒性暴力等の早期対応に向けた相談体制の充実も課題。**



### スクールカウンセラー等活用事業

令和4年度予算額：5,581百万円(前年度予算額：5,278百万円)

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者  
⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置(27,500校)
- ✓ 配置時間：週1回概ね4時間程度

基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間加算

⇒重点配置の活用により、**週1回8時間(終日)以上の配置も可能**

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**2,000校**(←1,000校)  
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**
- **虐待対策**のための重点配置：**1,500校**(←1,200校)
- **貧困対策**のための重点配置：**1,900校**(←1,400校)

- **スーパーバイザー**の配置：**90人**

上記のほか、**自殺予防教育実施の支援**を含む

### スクールソーシャルワーカー活用事業

令和4年度予算額：2,132百万円(前年度予算額：1,938百万円)

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者  
⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ **全中学校区**に対する配置(10,000中学校区)
- ✓ 配置時間：週1回3時間

基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間加算

⇒重点配置の活用により、**週2回や週3回の配置も可能**

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**2,000校**(←1,000校)  
※不登校特例校・夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**
- **虐待対策**のための重点配置：**2,000校**(←1,500校)
- **貧困対策**のための重点配置：**2,900校**(←1,400校)  
※ヤングケアラー支援のための配置を含む

- **スーパーバイザー**の配置：**90人**

補助制度

求められる能力・資格

基盤となる配置

重点配置等

いじめ  
不登校

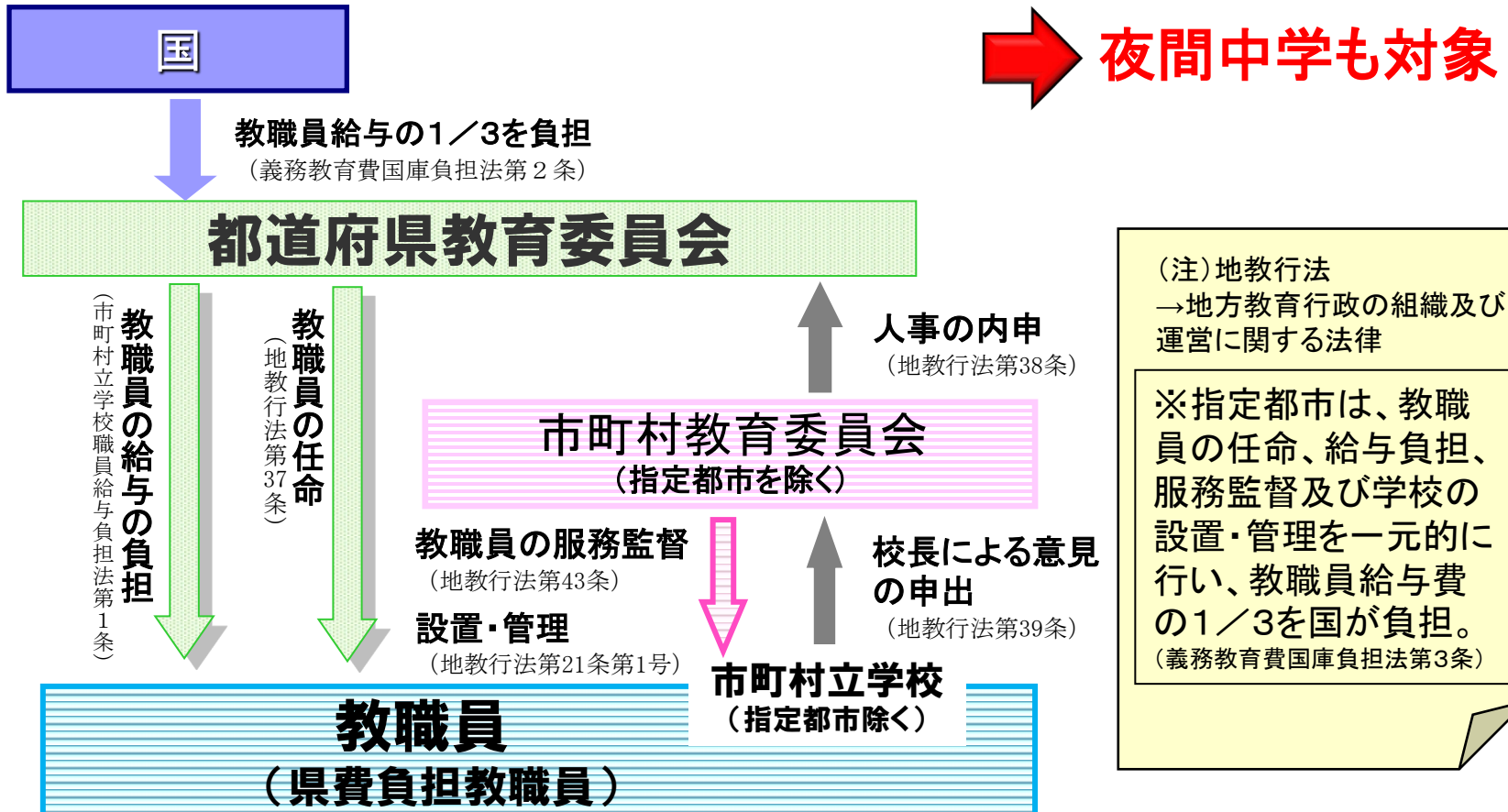
虐待  
貧困

質の向上

※各自治体の課題に応じた効果的・効率的な重点配置に繋がる取組を推進

# 県費負担教職員制度について

- ① 市(指定都市除く)町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- ② 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。





# 新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備～

令和4年度予算額  
(前年度予算額)

1兆5,015億円  
1兆5,164億円) 文部科学省



教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の推進や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数4,690人の改善。

- ・教職員定数の改善 +98億円 (+4,690人) ・教職員定数の自然減等 ▲147億円 (▲6,912人)
  - ・教職員配置の見直し ▲6億円 (▲280人) ・国庫負担金の算定方法の適正化 ▲18億円
- ※このほか、人事院勧告や教職員の若返り等による給与減や積算見直しがある。

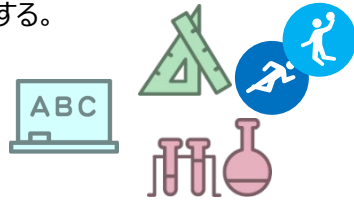
## 小学校高学年における教科担任制の推進等 +1,030人

### ○小学校高学年における教科担任制の推進 +950人

※小学校におけるTTの実施等のために措置している加配定数の一部振替を含む。

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進する。

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)  
外国語、理科、算数、体育



教師の確保の観点等を踏まえながら、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう4年程度をかけて段階的に進めることとし、令和4年度は、950人の定数改善を図る。(改善見込総数は3,800人程度)  
※「小中一貫・連携教育への支援」も活用。

### ○学校における働き方改革や

#### 複雑化・困難化する教育課題への対応 +180人 (一部再掲)

- ✓中学校における生徒指導、小中一貫・連携教育への支援 +150人
- ✓学校運営体制、チーム学校の実現に向けた指導体制の整備等 +30人 (養護教諭・栄養教諭等)

## 小学校における35人学級の推進 +3,290人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和4年度は、第3学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級の効果検証に必要な実証研究 (別途計上)

少人数学級が学力に加え、いわゆる非認知能力や教師の勤務環境に与える影響等を実証的に検証する。

<経済財政運営と改革の基本方針2021 (抜粋)>

小学校における35人学級等の教育効果を実証的に分析・検証する等の取組を行った上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の在り方を検討する… (略)。

## 教育課題への対応のための基礎定数化関連 +370人

H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 586人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 101人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲52人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲265人

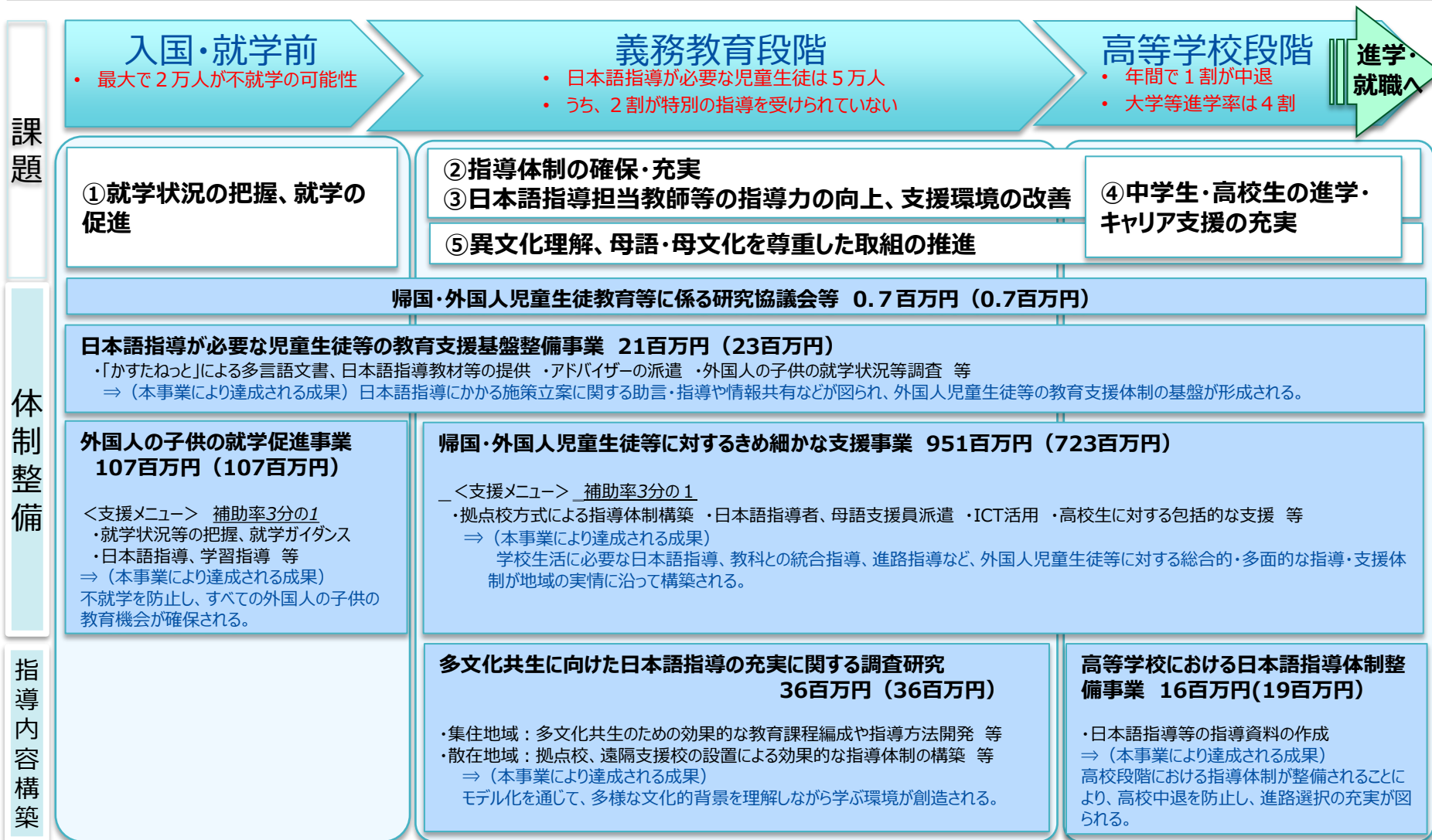
# 外国人児童生徒等への教育の充実

令和4年度予算額 11億円  
(前年度予算額 9億円)



## 施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるよう以下の取組を行う。



# 外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

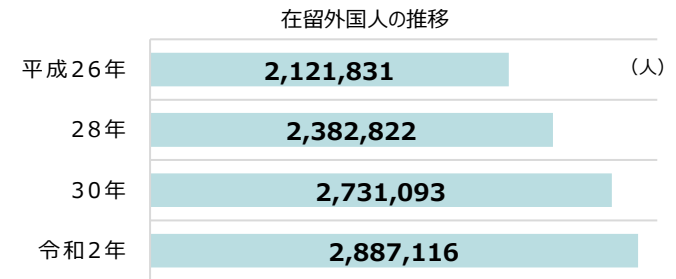
令和4年度予算額  
(前年度予算額)

500百万円  
500百万円)



## 背景・課題

- ①新しい在留資格の創設等の国の施策によって、我が国の在留外国人数は増加傾向であり、日本語教育の重要性が高まっている。
- ②平成30年より外国人材の受入れ環境の充実のための「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年改訂）が推進されるとともに、令和元年には「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」が閣議決定された。
- ③同法において、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定・実施することが責務と初めて位置付けられ、関係機関との連携強化や必要な体制の整備に努めることとされており、その推進の重要性が高まっている。
- ④日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議において、日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みの方向性が示された。
- ⑤文化審議会国語分科会において、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法に関する共通の指標となる「日本語教育の参照枠」を令和3年度にとりまとめた。



出入国在留管理庁「在留外国人統計」（各年末現在）

## 事業内容

### 1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助事業者：都道府県・政令指定都市、補助率1/2】

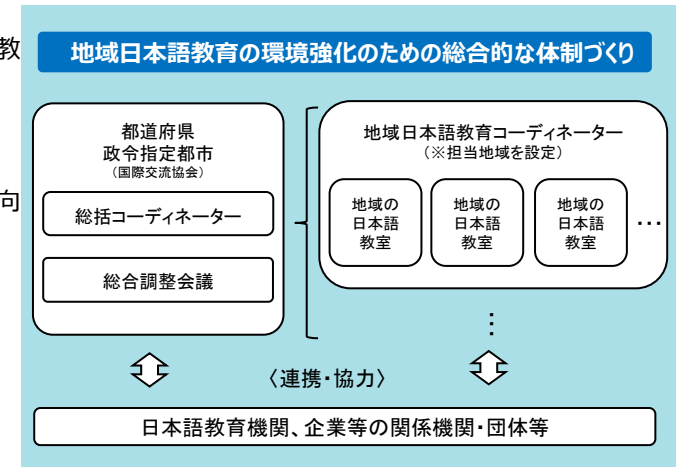
≪令和3年度採択実績≫件数：42件（継続34件、新規8件）

- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」、地域内の日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」、日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」の設置等の広域での総合的な体制づくり
- 日本語教育機関、企業等の関係機関と連携し、日本語教師を活用した先導的な日本語教育の実施
- 外国人が地域社会に参画して活躍する共生社会を実現していくため、「日本語教育の参照枠」を活用し、学習者の更なる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育
- 市町村が都道府県をはじめとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等への支援 ※市町村へは県事業の中で間接補助（令和3年度より特別交付税措置）

【件数・単価】47箇所、980万円程度（市町村への支援 各県4件）を想定  
【事業期間】令和元年度～

### 2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

- 都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催



### アウトプット（活動目標）

- ①地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
- ②本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

### アウトカム（成果目標）

国内に居住する外国人の日常生活に必要な日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。  
（令和3年度より日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定予定）

### インパクト（国民・社会への影響）

- ①外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- ②日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
- ③日本語教室は、外国人にとって、日本語のみならず地域での生活を知るとともに学習できる場でもあり、地域社会との接点としてセーフティネットとして機能する

# 地域日本語教室と連携した日本語指導

## 文化庁「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」

(都道府県・政令指定都市向け補助金)

都道府県・政令指定都市を対象とする文化庁の補助事業を通じて、地域の日本語教育人材を活用した初期レベルの日本語教育に関する支援を受けることができます。

### 【補助対象となる経費】

- 日本語教師の派遣旅費・謝金や日本語教育の実施に必要な経費 等

## (初期) 日本語教室

生活に必要な初期レベルの日本語指導が必要な夜間中学入学希望者も参加



## 夜間中学

### 在籍生徒



修了

before

日本語指導が必要な者

夜間中学

・学校生活に順応するのに時間がかかる。  
・先生の日本語指導の負担が大きい。

after

日本語指導が必要な者

(地域の)日本語教室

夜間中学

・学校生活や教科教育等に円滑に順応できる。  
・先生の日本語指導の負担を軽減できる。

## 夜間中学にとってのメリット

- 入学希望者が入学前に初期レベルの日本語指導を受けることによって、入学後の学校生活や教科教育等に円滑に順応できる。
- 教員の日本語指導にかかる負担を軽減できる。
- 潜在的な入学希望者の掘り起こしにつながる。



# 公立学校施設整備事業の概要

目的：学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、公立学校建物（小中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園等の校舎・体育館等）の施設整備に要する経費の一部を国庫負担・補助することにより学校教育の円滑な実施を担保する。

 **夜間中学も対象**

【主な国庫負担・補助事業】

事業名	負担(算定)割合	事業の内容
新增築	1/2	校舎、体育館等の新增築（教室不足の解消、学校統合）
改築	1/3	構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物、津波浸水想定区域内の移転又は高層化を要する建物等
	1/2（嵩上げ）	Is値（※）が0.3未満の建物のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの
	1/2	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における集団移転促進事業に関連する学校建物の高台移転、学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合 等
地震補強	1/2（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性があるもの（Is値0.3～0.7未満）
	2/3（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性が高いもの（Is値0.3未満）
大規模改造	1/3	老朽化に伴う補修、既存の学校建物の改修（老朽改修（令和4年度まで）、トイレ改修、空調設置、障害児対策（算定割合1/2）等）
長寿命化改良	1/3	構造体の劣化対策を要する建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修（長寿命化改良に要する経費のうち、学校以外の公共施設との複合化・集約化を行う場合は算定割合1/2）
統合改修	1/2	学校統合に伴って実施する既存建物の改修
防災機能強化	1/3	避難所として必要な学校施設の防災機能強化（非構造部材の耐震対策、避難経路・備蓄倉庫の整備、避難所指定校への自家発電設備の整備 等）
学校給食施設	1/2（新增築） 1/3（改築）	学校給食の開設及び学校給食の改善充実のための学校給食施設の整備
武道場	1/3	中学校等の柔道場、剣道場等の整備
太陽光発電等設置	1/2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備（太陽光パネルの設置、太陽熱利用設備・風力発電設備の整備、太陽光パネル設置校への蓄電池の整備）
その他	1/3	屋外環境（グラウンド等）、木の教育環境、学校プール、高校の産業教育施設、社会体育施設等の整備、特別支援学校の用に供する既存施設の改修（令和2年度から6年度に行われるものは、算定割合1/2）

義務教育諸学校の新増築：公立学校施設整備費負担金  
その他すべて：学校施設環境改善交付金

※ Is値（構造耐震指標）：建物の耐震性能を表す指標。Is値が大きいほど耐震性が高い。  
Is値0.3未満 大規模な地震（震度6強以上）に対して倒壊または崩壊の危険性が高い。  
Is値0.3～0.6未満 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性がある。  
Is値0.6以上 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性が低い。

# 夜間中学の施設整備に係る国庫補助

不登校児童生徒や在留外国人の増加により、義務教育の機会を実質的に保障するため、夜間中学のニーズが増加。

- 文部科学省においては、「教育機会確保法」、「第3期教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2022」などに基づき、**全ての都道府県・指定都市に少なくとも1つの夜間中学の設置**を目指し、取組を進めている。
- 夜間中学の施設整備に係る国庫補助については、下記のとおりであり、いずれの場合においても設置者が都道府県であっても補助対象となる。

## 建物の新築又は増築を行う場合

夜間中学の学級数（既存の中学校に併設する場合には、当該既存校の学級数とは別に算定可能）に応ずる必要面積を上限として、国庫補助（公立学校施設整備費負担金）の対象となる。

## 教育センターや高校の施設<sup>(※)</sup>等の一部を改修する場合

(※) 負担金、交付金の対象外の施設

①各地方公共団体の学校設置条例により、夜間中学の**設置日を国庫補助金の交付決定日より前に定めた**上で、②夜間中学として使用される予定の部分が、当該夜間中学が**保有する面積としてあらかじめ整理**されていれば、国庫補助（学校施設環境改善交付金）の対象となる。

### 徳島県立しらさぎ中学校の例（高校の施設の一部を改修した事例）

- 令和2年3月 : 県の学校設置条例を改正
- 令和2年6月1日 : 学校設置日
- 令和2年6月1日 : 学校施設環境改善交付金（大規模改造（老朽、障害児等対策）事業）の交付決定
- 令和3年4月 : 開校

## 6. 夜間中学設置促進に際しての様々な工夫

# 徳島県立しらさぎ中学校（徳島県）

## 【単独校】

開校日 令和3年4月1日

(令和3年5月時点)

生徒数 34名

年齢層	16～19歳：7人		20代：3人		30代：6人	
	40代：3人		50代：3人		60歳以上：12人	
男女比	男性	16人 (47.1%)	女性	18人 (52.9%)		
居住地	徳島市	15人 (44.1%)	他市・他県	19人 (55.9%)		
国籍	日本国籍	23人 (67.6%)	外国籍	11人 (32.4%)		



入学要件 入学することができる人は、次の要件を全て満たしている人

- ①学齢年齢をこえている人
- ②小中学校を卒業していない人、または、義務教育の学び直しを希望する人
- ③原則として徳島県に住んでいるか、徳島県で働いている人（国籍は問いません）

一人でも多くの「学び」の実現に向け、広報・周知活動を重視し、各団体（各地区の民生委員定例会、県労働者福祉協議会、県老人クラブ連合会、県人権教育研究協議会等）を訪問し説明

## 教育課程・指導上の工夫

- ・県が主体となり設置した、**全国初**となる**県立夜間中学校（単独校）**
- ・個々のニーズや学力に応じた指導（少人数指導・個別指導・補充学習）
- ・日本語指導を充実した「ベーシックコース」の創設
- ・あわ文化・伝統を体系的に学習（美術・技術「遊山箱づくり」「藍染め」、学校行事「歩き遍路」等）

## 設置費・運営費

令和2年度建設費・新設準備費（決算額）：203,387,000円（うち学校施設環境改善交付金：32,155,000円、教育支援体制整備事業費補助金（決算額）：1,266,000円（うち補助額：422,000円）  
令和3年度運営費（当初予算）：6,868,000円、教育支援体制整備事業費補助金（予算額）：2,499,000円（うち補助予算額：833,000円）



# 松戸市立第一中学校（千葉県）

【分校】

開校日 平成31年4月1日

(令和3年5月時点)

生徒数 22名

年齢層	16～19歳：13人		20代：2人		30代：0人	
	40代：1人		50代：3人		60歳以上：3人	
男女比	男性	7人 (31.8%)	女性	15人 (68.2%)		
居住地	松戸市	19人 (86.4%)	他市・他県	3人 (13.6%)		
国籍	日本国籍	13人 (59.1%)	外国籍	9人 (40.9%)		



入学要件 入学することができる人は、次の要件を全て満たしている人

- ①義務教育の年齢（満15歳）を超えた方 ②原則として松戸市内に住民票がある方（市外（千葉県内）の方は要相談） ③中学校を卒業していない方、または、卒業していても不登校等の理由により学び直しを希望する方 ④みらい分校の生活に支障のない方

教育課程 これまでの学習の状況や、日本語の習得状況に応じてコースに分かれて学習

コース分けの例	Bコース	中学1年生程度の内容を学びます。必要に応じて小学校の内容も学びます。
	Mコース	中学2年生程度の内容を学びます。中学1年の復習をしながら、中学2年の内容を学びます。
	Cコース	中学3年生程度の内容を学びます。中学1・2年の復習をしながら、中学3年の内容を学びます。
	Sコース	授業で使う日本語に不安がある方が対象です。国語、理科、社会の代わりに日本語指導を受けます。日本語が分かるようになったら1～3のコースにうつります。

※コース名（B：ベーシック M：ミドル C：チャレンジ S：スタート）

設置費・運営費

平成30年度建設費・新設準備費：58,386,000円  
令和3年度運営費（市当初予算（消耗品費、備品費、役務費等））：3,502,000円（うち教育支援体制事業費補助金：960,000円）  
松戸市の実質負担額：約 2,542,000円/年

# 常総市立水海道中学校（茨城県）【夜間学級として設置】

**開校日** 令和2年4月1日

(令和3年5月時点)

**生徒数** 28名

年齢層	16～19歳：14人		20代：3人		30代：3人	
	40代：4人		50代：3人		60歳以上：1人	
男女比	男性	13人 (46.4%)	女性	15人 (53.6%)		
居住地	常総市	12人 (42.9%)	他市・他県	16人 (57.1%)		
国籍	日本国籍	7人 (25.0%)	外国籍	21人 (75.0%)		



## 入学要件

原則として茨城県内に住民票があり（県外からの在勤者は要相談）、16歳以上で、以下のどれかに当てはまる人

- ①中学校を卒業していない人 ②義務教育の学び直しを希望する人 ③在留資格のある外国人

## 教育課程

これまでの学習の状況や、日本語の習得状況に応じてコースに分かれて学習

コース分けの例	Aコース	日本語の基礎を身につけることを中心としたコース（3～6カ月程度を目安にBコースに移ることを目標にする）
	Bコース	日本語の基礎が身につけており、教科の学習を行うが、引き続き日本語の補充も行うコース
	Cコース	念入りな復習等、個別の対応を重点的に行うコース
	Dコース	中学校の教科の内容を学習するコース
	Eコース	3年間かけてゆっくりとしたペースで学習するコース

## 設置費・運営費

令和3年度運営費（市当初予算（消耗品費、備品費、役務費等））：3,726,000円（うち教育支援体制事業費補助金：1,226,000円  
 応分負担による他市負担額：約1,322,000円（概算額））常総市の実質負担額：約 1,178,000円/年

**開校日** 平成19年4月1日（旧郁文中学校を引継ぎ、新たに開校） （令和3年5月時点）

**生徒数** 27名

年齢層	16～19歳：5人		20代：3人		30代：0人	
	40代：3人		50代：4人		60歳以上：12人	
男女比	男性	8人 (29.6%)	女性	19人 (70.4%)		
居住地	京都市	25人 (92.6%)	他市	2人 (7.4%)		
国籍	日本国籍	8人 (29.6%)	外国籍	19人 (70.4%)		



**入学要件** 次のすべてにあてはまる人

- ① 16歳以上の人
- ② 中学校を卒業していない人または、中学校は卒業したが実質的に十分な教育が受けられないまま中学校を卒業した人で、義務教育の学び直しを希望する人
- ③ 京都市内に住んでいる人、京都市内で働いている人
- ④ 3年間学校に通える人

## 教育課程・指導上の工夫

- ・ 昼間部は**不登校特例校**に指定されており、**夜間部生徒との交流学習の時間を設定**
- ・ 火・木の5・6校時は昼間部・夜間部合同授業を実施
- ・ 性別・母語・年齢・形式卒業等を配慮したクラス編成
- ・ 学力的に多様化した、幅広い生徒層が在籍しているため、学年混在の学級編成を行い、各学級に学級担任を置く
- ・ 国語は、母語・日本語の習熟を配慮した4クラス編成、社会・理科・英語は日本語の習熟に合わせたクラス編成 等

# 市町村間の経費負担の工夫

○ 法第14条の趣旨を踏まえると、就学機会の提供を望む学齢経過者に対して夜間中学未設置の市町村は、通学可能な夜間中学を設置する他の市町村に当該学齢経過者の受入れを要請するとともに、当該夜間中学の設置・運営に係る経費を一部負担することが考えられます。

○ そもそも、公立中学校の運営費については、夜間中学であるかどうかにかかわらず、毎年度、設置する市町村に対して地方交付税によりその財源措置が講じられており、その算定に当たっては、当該市町村の設置する公立中学校の生徒数、学級数、学校数をそれぞれ測定単位としているところです。

○ したがって、地方交付税の算定対象とならない費用などについて、関係市町村間で十分な協議を重ねた上で経費を応分に負担することが考えられます。

○ なお、設置市区以外の市区町村から夜間中学に生徒が通う場合に、市区町村間で次のような経費負担を行っている例もあります。

奈良市においては、県内の他市町村(「A市」)在住者が、奈良市立の夜間中学への入学を希望した場合、奈良市とA市の間で覚書を結び、年度末に次のような経費負担をA市に対して求めています。

- ・ 夜間中学の運営並びに生徒の就学に必要な経費  
(例)生徒の扶助費(通学費, 特別活動費, 修学旅行費)

設置費・運営費について

**令和2年度運営費(常総市当初予算):1,141,000円**

消耗品費, 備品費, 印刷費, 通信費, 検診委託費, 生徒保険 等々

**令和2年度教育支援体制事業費補助金:366,000円**  
**(夜間中学の設置促進・充実事業)**

**応分負担による他市負担額:約400,000円**  
**(10月時点概算額)**

常総市の実質負担額:約 375,000円/年



## 運営費の応分負担について

水海道中学校夜間学級の運営費は、在籍する生徒の居住する市町村に、生徒数に応じて負担していただいています。

《各市の負担額の算定式》

$$\sum_{\text{当該市の在籍生徒}} \left[ \frac{\text{運営費 (=当該年度決算額)}}{\text{当該年度に在籍した全ての生徒の延べ在籍月数}} \times \text{当該生徒の在籍月数} + \text{施設使用料 (10,000円)} \right]$$

※小数点以下の端数は切捨

# 遠隔教育特例校について

## 遠隔教育特例校制度とは

学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、**中学校等において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合、受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、遠隔にて授業を行うことを可能とするもの。**

(令和元年8月21日に関係省令・告示を公布・施行)

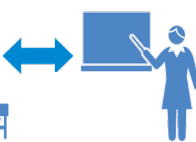
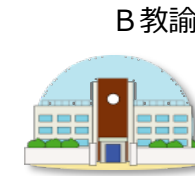
※予算措置なし

※受信側の教員が当該教科の免許状を有している場合は、申請等を行う必要はなく、各学校の判断で実施可能

※イメージ（英語を例とした場合）

英語の免許状を  
保有していない  
A中学校の教員

中学校の英語の免許状および  
A中学校の教員としての  
身分を有する者(兼務発令等)



A中学校 (受信側)

C教諭

遠隔授業

**遠隔教育特例校**

※配信側については場所や  
生徒の有無は問わない

## 対象学校種

- ・ 中学校
- ・ 義務教育学校後期課程
- ・ 中等教育学校前期課程
- ・ 特別支援学校中学部

## 指定の要件

中学校等において、**地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合**であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める**下記基準（令和元年文部科学省告示第56号）**を満たしていると認められる場合

- ・ 当該授業が、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、同時双方向で行われるもので、対面により行う授業に相当する教育効果を有するものであること
- ・ 遠隔で授業を行うことが、当該授業の内容や教科等の特質に照らして適切であること
- ・ 送信側の教員が、授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること
- ・ 受信側の教室等に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員が配置され、配信側の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと
- ・ 機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること
- ・ 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと
- ・ 授業の内容及び形態を踏まえ、教育上必要な配慮がなされていること

## 指定までの流れ

申請



都道府県の教育委員会又は政庁を  
経由して、申請書を提出



審査・指定

実施計画を審査し、基準を満たしている場合、  
遠隔教育特例校に指定



# 令和元年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

平成28年12月「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（「教育機会確保法」（議員立法））が成立。同法において、地方公共団体は夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずるものとされたこと等を踏まえ、夜間中学に関する実態等について調査を実施。

## 【夜間中学における多様な生徒の受入れ】

- (1) 夜間中学に通う生徒数：1,729名 そのうち、
  - ① 日本国籍を有しない者・・・1,384名（80%）
  - ② 義務教育未修了者・・・197名（11.4%）
  - ③ 入学希望既卒者・・・148名（8.6%）
  
- (2) 夜間中学で学ぶ生徒の年齢
  - ① 60歳以上の生徒・・・404人（23.4%）
  - ② 16～19歳の生徒・・・330人（19.1%）
  
- (3) 夜間中学卒業後の進路
  - ① 高等学校進学・・・154人（58.8%）
  - ② 就職・・・39人（14.9%）

# 令和元年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

## 年齢別の生徒数

	学齢期	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男	0	198	154	79	54	31	85	601
	(0.0%)	(11.5%)	(8.9%)	(4.6%)	(3.1%)	(1.8%)	(4.9%)	(34.8%)
女	0	132	187	179	161	150	319	1,128
	(0.0%)	(7.6%)	(10.8%)	(10.4%)	(9.3%)	(8.7%)	(18.4%)	(65.2%)
合計	0	330	341	258	215	181	404	1,729
	(0.0%)	(19.1%)	(19.7%)	(14.9%)	(12.4%)	(10.5%)	(23.4%)	(100%)

( )内は生徒数合計を100%とした場合の割合

令和元年度夜間中学等に関する実態調査(文部科学省)

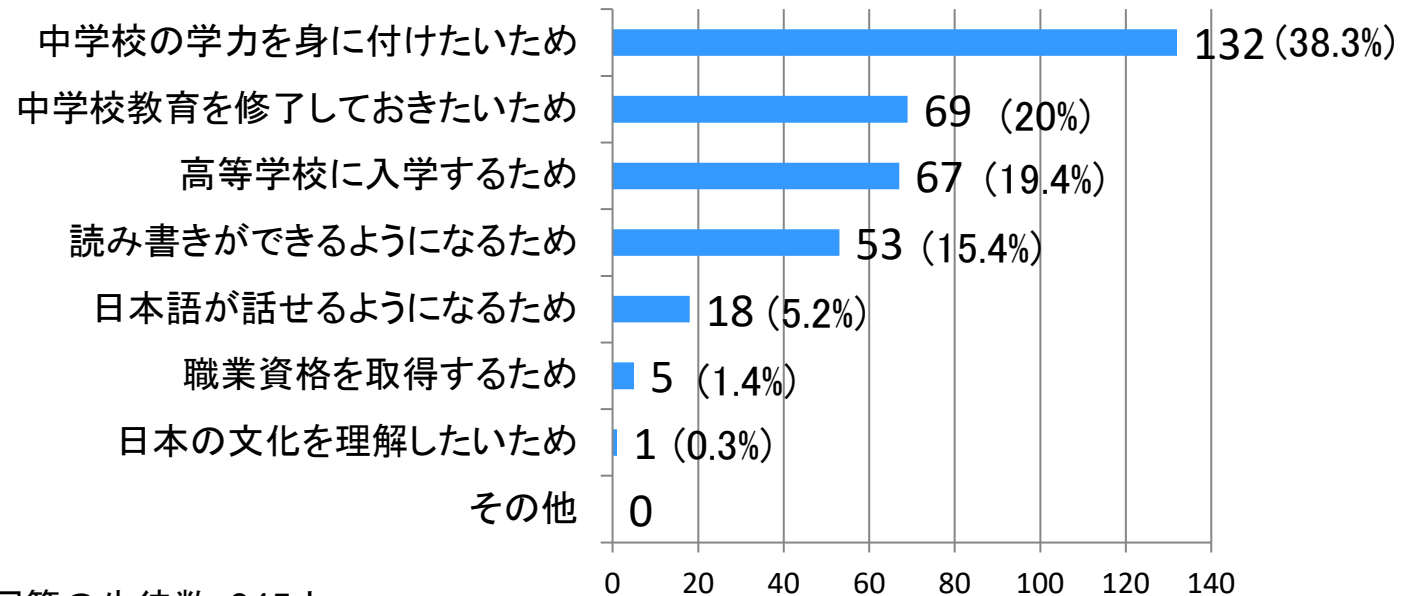
# 令和元年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

## 夜間中学入学理由

高等学校入学	職業資格の取得	中学校教育の修了	中学校程度の学力の習得	読み書きの習得	日本語会話能力の習得	日本の文化理解	その他	合計
284	16	197	244	307	672	6	3	1,729
(16.4%)	(0.9%)	(11.4%)	(14.1%)	(17.8%)	(38.9%)	(0.3%)	(0.2%)	(100%)

( )内は生徒数合計を100%とした場合の割合

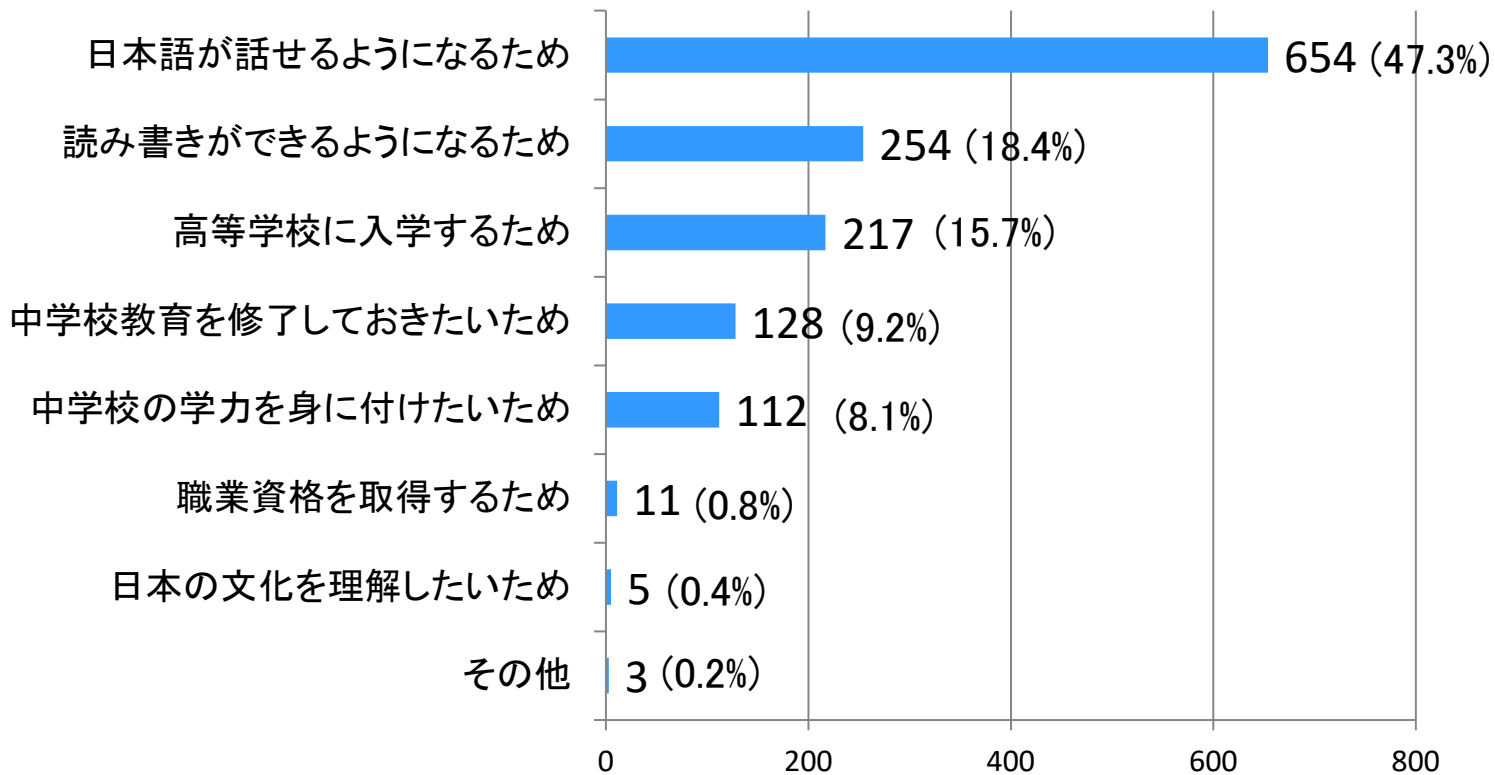
### ① 日本国籍(上表の内数)



夜間中学に通う日本国籍の生徒数:345人

# 令和元年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

## ② 日本国籍を有しない者(前頁表の内数)



夜間中学に通う日本国籍を有しない者の生徒数: 1,384人

令和元年度夜間中学等に関する実態調査(文部科学省)

# 令和元年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

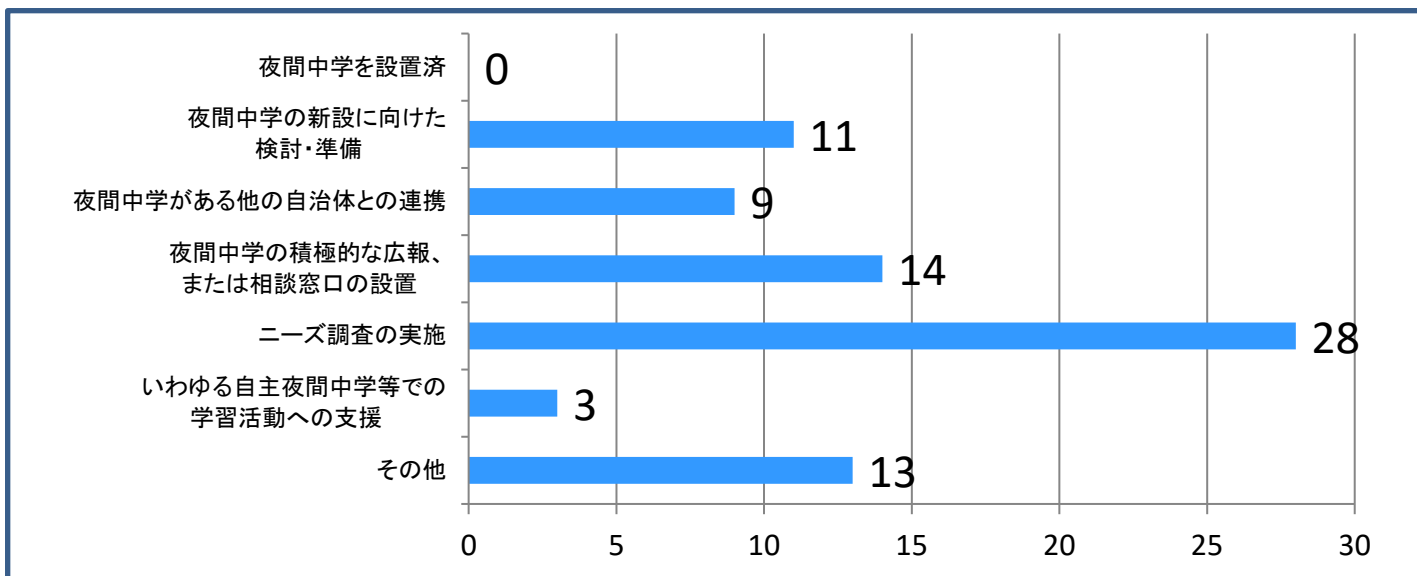
## 夜間中学卒業後の状況（平成30年度卒業生）

（卒業後の状況別）	日本国籍	日本国籍を有しない者	合計
高等学校進学	27	127	154
	(10.3%)	(48.5%)	(58.8%)
専修学校進学	0	2	2
	(0.0%)	(0.8%)	(0.8%)
就職	3	36	39
	(1.1%)	(13.7%)	(14.9%)
その他	15	52	67
	(5.7%)	(19.8%)	(25.6%)
合計	45	217	262
	(17.2%)	(82.8%)	(100%)

（ ）内は平成30年度に夜間中学を卒業した生徒数を100%とした場合の割合  
平成30年度に夜間中学を卒業した生徒数：262人

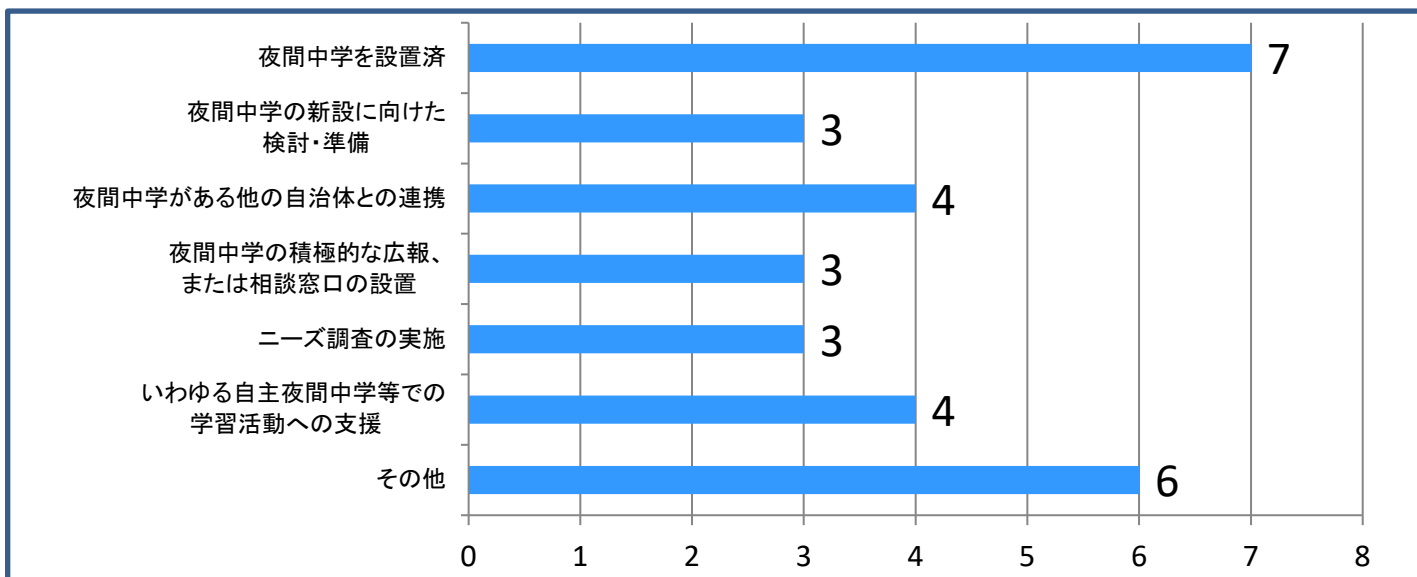
# 令和元年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

## 教育機会確保法第14条に基づき講じた夜間中学等における就学機会の提供等に係る措置



(回答:47都道府県)

「その他」の主な内容  
 ・夜間中学設置のニーズについての調査対象及び調査方法の検討  
 ・他県の夜間中学視察による情報収集



(回答:20政令指定都市)

「その他」の主な内容  
 ・県との情報共有  
 ・関連研究会への積極的な参加  
 ・教育委員会関係課との協議

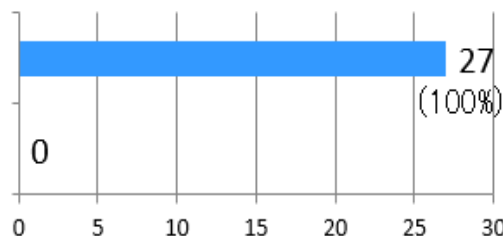
# 令和元年度夜間中学等に関する実態調査【概要】

## 学齢超過者の入学要件

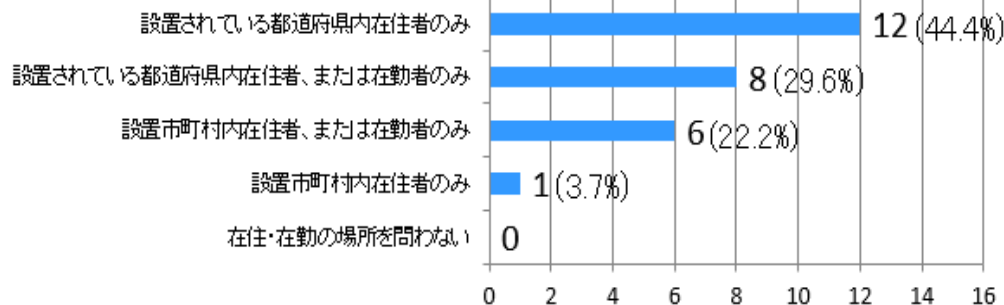
### ① 中学校卒業に関して

中学校を卒業していない者、または十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者

中学校を卒業していない者のみ



### ② 在住・在勤に関して



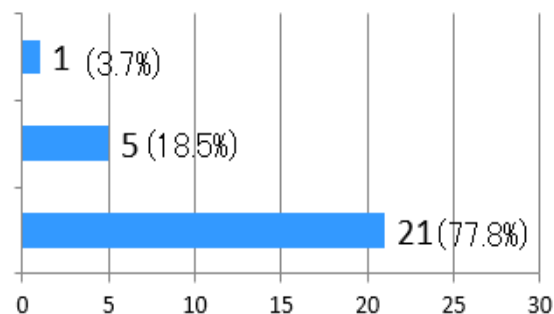
回答: 夜間中学校を設置する27市区教育委員会

## 不登校となっている学齢生徒の受入れに向けた検討状況

受け入れる方向で検討・調整中である

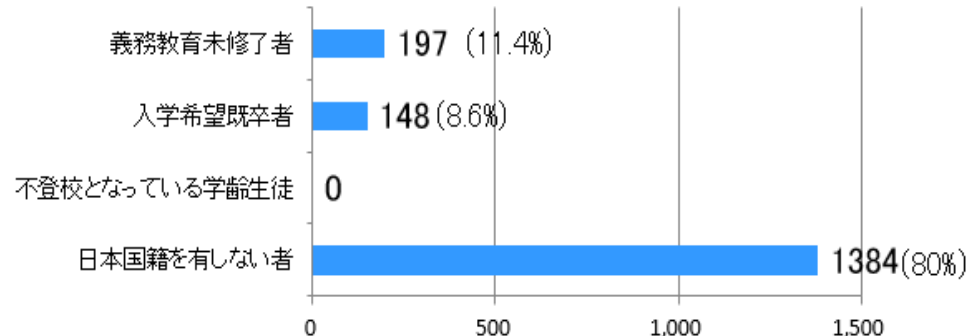
今後、ニーズを把握しつつ、検討を開始する予定である

検討していない



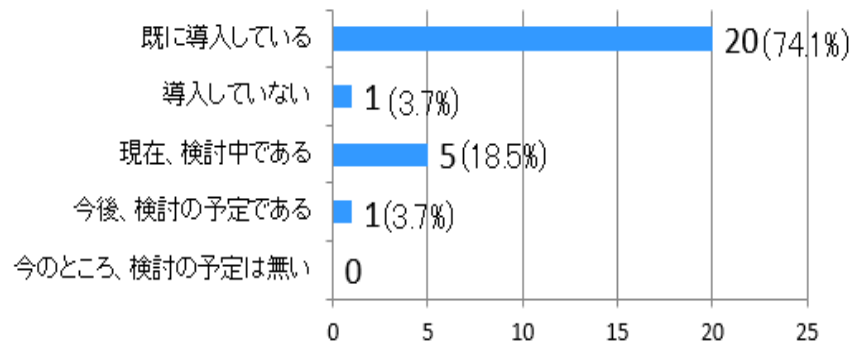
回答: 夜間中学校を設置する27市区教育委員会

## 属性別の生徒数



夜間中学に通う全生徒数: 1,729人

## 夜間中学における教育課程特例の導入状況



回答: 夜間中学校を設置する27市区教育委員会



## <概要>

### 1. 調査の目的

平成28年12月14日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「教育機会確保法」という。）」が公布・施行されたことを受け、夜間中学における就学の機会の提供等、教育機会確保法に定める内容に関する各地方公共団体の対応状況や既存の夜間中学の実態等について調査を行い、新たな夜間中学の設置促進及び既存の夜間中学の提供拡充等のための施策の検討に資する。

### 2. 調査時点

令和4年5月1日

### 3. 調査の対象

調査Ⅰ：都道府県教育委員会、指定都市教育委員会

調査Ⅱ、調査Ⅲ：夜間中学設置県・市区教育委員会

### 4. 主な調査事項

#### 調査Ⅰ

教育機会確保法第14条に基づき講じた措置等

#### 調査Ⅱ、Ⅲ

生徒・教職員等の状況等

# 參考資料

# 教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(1)

H28.12 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」成立

H29.3 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」策定

H29.3 ①【義務教育費国庫負担法の一部改正】  
都道府県が設置する夜間中学等の教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

②【学習指導要領の改訂】  
中学校学習指導要領の総則に、指導方法等の工夫改善に努めることなど学齢経過者への配慮を明記

③【教育課程の特例を創設】  
学齢経過者への指導の際、実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備

H29.4 ④【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(改訂版)】  
最新の動向や制度改正を含めた夜間中学の設置に必要な情報を盛り込む。⇒ 改訂した手引の周知とともに、各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)

H29.8 ⑤【教育委員会担当者を対象とした夜間中学説明会の初開催】  
教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学等の活動実態等を説明

H29.11 ⑥【平成29年度夜間中学等に関する実態調査の実施】  
教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施

# 教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(2)

H30.3

## ⑦【平成30年度政府予算】

夜間中学の設置促進、既設の夜間中学における教育機会の確保及び多様な生徒の受け入れ拡大のための必要な予算が成立

H30.3

## ⑧【夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドラインの公表】

これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、各自治体において夜間中学の設置を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法等を取りまとめ、ウェブサイトにて公表

H30.4

## ⑨【夜間中学の認知度を上げる広報の充実】

フライヤーをウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼

H30.6

## ⑩【第3期教育振興基本計画の策定】

教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進すること等を閣議決定 ⇒ 各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)

H30.7

## ⑪【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(第二次改訂版)】

平成29年4月以降の最新の動向を反映した「手引き」の第二次改訂版を作成し、各教育委員会に周知

H30.7,8

## ⑫【夜間中学における日本語指導研修会の初開催】

夜間中学における日本語指導を充実するため、教職員等を対象とした初の研修会を開催

H30.11

## ⑬【夜間中学設置推進・充実協議会を設置】

教育機会確保法附則第3条を踏まえ、同法の施行状況について検討を加えるため、学識経験者のほか夜間中学を設置する自治体や自主夜間中学の関係者などをメンバーとする協議会を設置

# 教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(3)

H30.12

## ⑭【「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」関係閣僚会議決定】

新たな在留資格の創設を踏まえた外国人の受入れ・共生のための対応策の中に夜間中学の設置促進・充実が位置付けられる

H31.2

## ⑮【夜間中学設置推進説明会を開催】

教育機会確保法や第3期教育振興基本計画等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者を対象とする説明会を開催(全国2か所:東京・大阪)

H31.3

## ⑯【平成31年度政府予算】

夜間中学の設置促進、既設の夜間中学における教育活動の充実及び多様な生徒の受け入れ拡大のための必要な予算が成立

H31.4

## ⑰【松戸・川口の夜間中学開設】

浮島副大臣が松戸市立第一中学校みらい分校、中村政務官が川口市立芝西中学校陽春分校の開校式に出席

R元.6

## ⑱【「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」関係閣僚会議決定】

全ての都道府県、指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組を支援するとともに、日本語指導を含む教育活動の充実が位置付けられる

R元.6

## ⑲【「経済財政運営と改革の基本方針2019」閣議決定】

初めて「夜間中学の設置促進」が書き込まれる

R元.6

## ⑳【義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ(夜間中学設置推進・充実協議会等)】

夜間中学の現状と課題を検証し、設置推進・充実を図る観点から総合的な推進方策についてとりまとめ

# 教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(4)

R元.8

⑳ **【夜間中学における日本語指導研修会を開催】**

昨年度に引き続き、日程や内容を改善して、夜間中学における日本語指導を充実するための研修会を開催

R元.11

㉑ **【「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定】**

全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

R2.1

㉒ **【夜間中学設置推進説明会を開催】**

教育機会確保法や第3期教育振興基本計画等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者を対象とする説明会を開催(全国2か所:東京・大阪)

R2.1

㉓ **【令和元年度夜間中学等に関する実態調査の実施】**

教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施

R2.3

㉔ **【令和2年度政府予算】**

夜間中学の新設準備・運営補助、既設の夜間中学における教育活動の充実のための必要な予算が成立

R2.4

㉕ **【常総の夜間中学開設】**

常総市立水海道中学校の開校

# 教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(5)

- R2.6 ②7【「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」閣議決定】  
夜間中学は、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関であり、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。
- R2.7 ②8【「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2020」閣議決定】  
多様な生徒を受け入れる夜間中学の設置を促進すると明記
- R3.1 ②9【第204回国会 衆議院予算委員会 菅義偉内閣総理大臣答弁(令和3年1月25日)】  
引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学校が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい
- R3.3 ③0【令和3年度政府予算】  
夜間中学の新設準備・運営補助、既設の夜間中学における教育活動の充実のための必要な予算が成立
- R3.4 ③1【徳島・高知の夜間中学開設】  
徳島県立しらさぎ中学校、高知県立高知国際中学校夜間学級の開校
- R3.6 ③2【「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2021」閣議決定】  
多様な児童生徒等の教育機会を保障するため、夜間中学の設置(中略)を推進すると明記
- R4.3 ③3【令和4年度政府予算】  
夜間中学の新設準備・運営補助、既設の夜間中学における教育活動の充実のための必要な予算が成立



# 教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(6)

- R4.4 ③4【札幌市・相模原市・三豊市・福岡市の夜間中学開設】  
札幌市立星友館中学校、相模原市立大野南中学校分校夜間学級、三豊市立高瀬中学校夜間学級、福岡市立福岡きぼう中学校の開校
- R4.6 ③5【「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2022」閣議決定】  
夜間中学の設置(中略)を推進すると明記
- R4.6 ③6【「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」関係閣僚会議決定】  
全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に向けたニーズ調査等や設置後の円滑な運営に向けた補助などの支援等を通じてその促進を図ると明記
- R4.6 ③7【夜間中学の設置・充実にに向けた取組の一層の推進に関する事務連絡の発出】  
令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果を踏まえ、各都道府県・指定都市教育委員会担当課に対し、改めて夜間中学の設置・充実にに向けた取組を促すため、自治体ごとのデータや設置のための参考資料等を添付した事務連絡を発出
- R4.6 ③8【夜間中学の認知度を上げる広報の充実】  
ウェブサイトを改修するとともに、ポスター、フライヤー、夜間中学設置応援資料、ショート動画をウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼
- R4.7 ③9【夜間中学設置促進説明会を開催】  
教育機会確保法や第3期教育振興基本計画、令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者を対象とする説明会を開催

# 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ(夜間中学部分の要旨)

令和元年6月21日  
不登校に関する調査研究協力者会議  
フリースクール等に関する検討会議  
夜間中学設置推進・充実協議会

## (1) 夜間中学の設置促進

- ・全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、引き続き促進する。また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進する。

## (2) 既設の夜間中学の教育活動の充実

### ① 生徒の多様性を踏まえた指導・事務体制

- ・多様な生徒に対応する夜間中学の実態を踏まえ、教員(養護教諭を含む)に加えて日本語指導補助者、母語支援員、スクールカウンセラー等の専門人材の配置を促進し、「チームとしての学校」を推進することにより、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実を進める。
- ・夜間中学におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を促進する。

### ② 外国人指導・日本語指導

- ・研修の実施や講師の派遣などにより夜間中学の教員に必要な日本語指導の資質向上に引き続き取り組むとともに、地域の日本語教室と連携したり、日本語指導資格を有する者などの外部人材を活用できるよう支援する。

### ③ 経済的支援

- ・夜間中学に必要な特有の経費に係る財政的支援の在り方について検討する。

## (3) 各自治体における協議会の設置

- ・域内に既に夜間中学が設置されている都道府県を含む全ての都道府県における協議会等の設置を促進する。
- ・夜間中学の設置に向けた検討や他市町村からの生徒受け入れ等が進むよう、都道府県に対し、協議会などの関係市町村(指定都市を含む)の情報共有を行う場所を設置し、市町村間調整を主導するよう促す。

## (4) 広報活動の推進

- ・全国的な広報を行うとともに、ニーズ調査の実施と併せた自治体における広報活動を支援する。

## 第4 指標の改善に向けた重点施策

### 1 教育の支援

#### (8) その他の教育支援

##### (夜間中学の設置促進・充実)

夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

# 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ

## 効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日 閣議決定）

### 第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

#### 1 日本語教育の機会の拡充

##### ア 外国人等である幼児，児童，生徒等に対する日本語教育 【具体的施策例】

夜間中学<sup>3</sup>は、生徒の約8割を外国籍の者が占めており、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。このため、教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28 年法律第105 号））や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援，地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。

<sup>3</sup> 義務教育を修了していない学齢経過者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する学校であり、令和2年4月現在、全国10 都府県28 市区に34 校の公立の夜間中学が設置されている。

## II 施策

### 3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

#### (2) 具体的施策

##### イ「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

○ 夜間中学は、義務教育を修了していない学齢経過者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する公立学校であり、令和4年(2022年)4月現在、全国15都道府県34市区に40校が設置されている。生徒の約8割は外国籍の者が占めており、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。

このため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法、平成28年法律第105号)や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に向けたニーズ調査等や設置後の円滑な運営に向けた補助などの支援等を通じてその促進を図る。